

# ガスのご契約のご案内

安心・安全♪

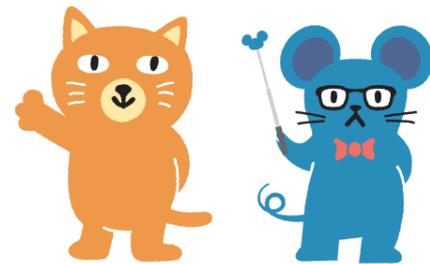


ガスを安全にご利用いただくためにみなさまと関連の深い項目をまとめました。

今後ともご愛顧の程よろしくお願ひします。

# 中部電力ガスをご利用いただき ありがとうございます

この『ご契約のご案内』では、  
ガスを安全にご利用頂くために、  
機器の安全な使い方や  
ガス臭いときなどの緊急時の対処法等、  
お客さまに知っておいていただきたい内容を  
記載していますので、  
ご確認くださいとともに  
大切に保管してください。



## ガスのご契約内容について

カテエネガスプラン	3
ビジエネガスプラン	4
ガスのご契約に関わる重要事項	5

## ガスの料金について

料金の算定方法／原料費調整制度	11
料金のお支払い／ご使用量の確認方法	12

## ガスの基礎知識について

保安の範囲／敷地内のガス設備はお客さまの所有物です	13
ガス機器はガスの種類と合うものを	14
ガス機器のご使用、日常管理について	15
排気筒(煙突)はときどき点検を	
ガス機器使用時は換気(給気と排気)をしましょう	16
こんな使い方は大変危険!①	17
こんな使い方は大変危険!②	18
正しい接続で安全に① ガスソフトコード	19
正しい接続で安全に② ガスコード	20
ガス臭いとき・警報器が作動したとき	21
ガスが出ないとき	
マイコンメーターでガスが止まったとき	22
もしものために、おすすめします	
もしも大きな地震がおきたら	23

## お客さま設備について

ガスコンロの注意事項	25
小型給湯器の注意事項	26
屋内式風呂がま・給湯器(CF式)の注意事項	27
屋内式風呂がま・給湯器(FE式)の注意事項	28
屋内式風呂がま・給湯器(BF式・FF式)の注意事項	29
屋外式風呂がま・給湯器(RF式)の注意事項	30
ファンヒーター・ストーブ・衣類乾燥機の注意事項	31
業務用にガス機器をご使用のお客さまへ	32

## WEBサービスについて

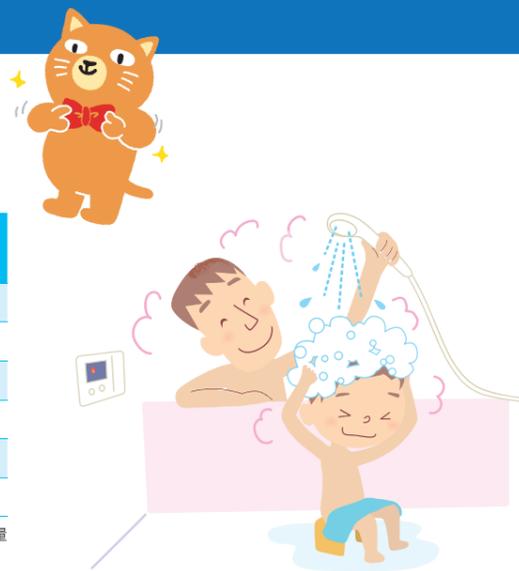
家庭向けWEBサービス「カテエネ」	33
ビジネス向けWEBサービス「ビジエネ」	34

## お問い合わせ先について

ガスのご契約に関するお問い合わせ先	
電気のご契約等に関する各種お問い合わせ先	35
定期保安の日程に関するお問い合わせ先	36
ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先	37
緊急時のお問い合わせ先	38

## カテエネガスプラン1

ご家庭でガスをご利用の  
全てのお客さま向けのメニューです。



料金単価表

料金表	月間使用量	基本料金 (円/月 税込)	従量料金単価 (円/㎡ 税込)
A	20㎡まで	759.00	204.52
B	21~50㎡	1,616.39	156.29
C	51~100㎡	1,947.41	149.66
D	101~250㎡	2,243.80	146.70
E	251~500㎡	2,513.70	145.62
F	501㎡~	6,597.96	137.45

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

## カテエネガスプラン2

ご家庭でガスをご利用のお客さまのうち、  
キッチン・お風呂・暖房でガス機器をご利用の  
お客さま向けのメニューです。



料金単価表

暖房期(12月~4月)

料金表	月間使用量	基本料金 (円/月 税込)	従量料金単価 (円/㎡ 税込)
A	20㎡まで	943.35	162.16
B	21~70㎡	1,175.63	150.55
C	71㎡~	2,842.53	126.73

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

その他期(5月~11月)

料金表	月間使用量	基本料金 (円/月 税込)	従量料金単価 (円/㎡ 税込)
A	20㎡まで	740.87	193.29
B	21~50㎡	1,513.93	154.64
C	51~100㎡	1,782.81	149.26
D	101~250㎡	2,170.87	145.38
E	251~500㎡	2,389.85	144.51
F	501㎡~	6,413.00	136.46

## カテエネガスプラン3

ご家庭でガスをご利用のお客さまのうち、  
ガス温水床暖房をご利用の  
お客さま向けのメニューです。



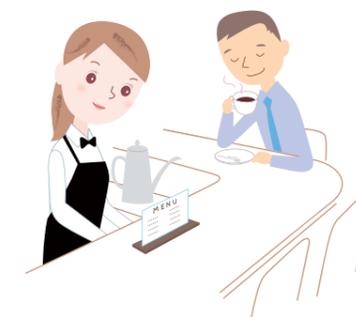
料金単価表

基本料金(円/月 税込)	従量料金単価(円/㎡ 税込)
2,717.00	111.95

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

## ビジエネガスプラン1

ビジネスでガスをご利用の  
全てのお客さま向けの  
メニューです。



料金単価表

料金表	月間使用量	基本料金 (円/月 税込)	従量料金単価 (円/㎡ 税込)
A	20㎡まで	759.00	204.52
B	21㎡~50㎡	1,616.39	156.29
C	51㎡~100㎡	1,947.41	149.66
D	101㎡~250㎡	2,240.74	145.63
E	251㎡~500㎡	3,900.93	134.65
F	501㎡~	6,620.37	129.35

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

## ビジエネガスプラン2

ビジネスでガスをご利用のお客さまのうち、  
月間ガスご使用量が500㎡~1,200㎡で、  
年間を通じて厨房・ボイラーなどで  
ガスをご使用のお客さま向けのメニューです。



料金単価表

基本料金(円/月 税込)	従量料金単価(円/㎡ 税込)
13,240.74	118.62

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

## ビジエネガスプラン3

ビジネスでガスをご利用のお客さまのうち、  
月間ガスご使用量が820㎡以上で、  
年間を通じて厨房・ボイラーなどでより多くガスを  
ご使用のお客さま向けのメニューです。



料金単価表

基本料金		従量料金単価 (円/㎡ 税込)
定額(円/月 税込)	流量(円/㎡・月 税込)	
30,555.56	1,171.30	97.61

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

## ビジエネガスプラン4

ビジネスでガスをご利用のお客さまのうち、  
月間ガスご使用量が1,500㎡以上で、  
ガス空調をご使用のお客さま向けのメニューです。



料金単価表

基本料金		従量料金単価 (円/㎡ 税込)
定額(円/月 税込)	流量(円/㎡・月 税込)	
30,555.56	1,171.30	92.74

- ※1 従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 消費税等相当額を含めた金額です。
- ※3 料金単価は変更する可能性があります。最新の料金単価については、当社ホームページをご覧ください。

## ガスのご契約に関わる重要事項

### 1 ガス料金メニュー

お客さまがご加入を希望される、または現在ご加入されているガス料金メニューは、別表からご確認ください。

### 2 ガス需給契約の申込み

(1)お客さまが新たにガス需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社が別途定めるガス基本契約要綱、適用を希望される個別要綱および東邦瓦斯株式会社(以下、「一般ガス導管事業者」といいます。)が定める小売託送供給約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(2)(1)によりガス需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。

ア 27に定める事項

イ 当社が、21(3)および(5)による調査の結果および一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とするお客さまの情報を一般ガス導管事業者に提供すること。

ウ 当社が、一般ガス導管事業者から、ガス需給契約の締結および実施または保安上必要なお客さまの情報の提供を受けること。

エ ガス事業法第14条で定めるガス料金その他の供給条件の説明および書面の交付ならびに同法第15条で定める書面の交付について、当社が、26のとおり取り扱うこと。

(3)お客さまならびに供給施設(ただし、一般ガス導管事業者が所有する供給施設を除きます。以下、本項において同じ。)の所有者または占有者(以下、「お客さま等」といいます。)には、11、12、17(2)、20、22、23、24および25に定める事項および託送約款等で定めるお客さま等に関する事項をあらかじめ承諾していただき、それらの事項を遵守していただきます。なお、供給施設の所有者または占有者がお客さま以外の方である場合は、あらかじめ、その所有者または占有者の方の承諾をえていただきます。

(4)当社は、一般ガス導管事業者の求めにより、(3)の事項について、お客さま等に承諾書を提出していただくことがあります。

(5)需要場所に対するガスの供給の検討は、託送約款等の定めるところにより一般ガス導管事業者が実施いたします。なお、供給検討にあたり、試掘調査等別途費用を要する場合には、その実費を申し受けます。

(6)当社が同一の需要場所に電気を供給している場合、ガス需給契約の名義は、特別な事情のない限りその電気の供給に係る電気需給契約の名義と同一といたします。

### 3 ガス需給契約の成立および契約期間

(1)ガス需給契約は、お客さまのガス需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2の契約期間は、ガス需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の翌年度の末日までといたします。ビジエネガスプラン3およびビジエネガスプラン4の契約期間は、原則として、料金適用開始の日から2年後の応当日が属する月の検針日までといたします。

(3)カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2の契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、ガス需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合の取扱いは、26によります。ビジエネガスプラン3およびビジエネガスプラン4については、契約期間満了の2か月前までに、お客さまと当社の双方が、ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、ガス需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### 4 供給開始予定日

原則として、次のいずれかに該当する日を供給開始予定日といたします。

(1)他社からガス小売事業者を切替えるお客さまの場合は、お申込みいただいた日の翌月または翌ヶ月の検針日の翌日といたします。

(2)現在ご契約中のガス料金メニューをご変更されるお客さまの場合は、お申込みいただいた日以降、最初に到来する検針日の翌日またはその次に到来する検針日の翌日といたします。

(3)(1)、(2)以外のお客さまの場合は、当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

### 5 ガス料金の支払義務および支払期日

(1)お客さまのガス料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

ア お客さまが、当社と電気需給契約(当社が特別に認めた場合を除き、その需要場所が、ガス需給契約における需要場所と同一であるもの)に限ります。)を結ばれている場合は、お客さまがガス料金と電気料金を別の方法により支払われる場合を除き、その電気需給契約にもとづく電気料金の支払義務発生日のうち、ガス需給契約の検針日の翌月に到来する日といたします。

イ お客さまがアに該当する場合で、ガス料金と電気料金を別の方法により支払われるとき、およびお客さまがアに該当しない場合は、あらかじめ当社が書面または電磁的方法その他適切な方法によりお知らせする日といたします。

(2)支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

### 6 ご請求金額の計算方法等

(1)月々のガス料金は、1月ごとのガス使用量等にもとついた基本料金と従量料金(原料費調整額を加味します。)を合計した金額といたします。原料費調整額を加味した、当月分の調整単位料金(以下、「従量料金単価」といいます。)は、当社ホームページからご確認ください。
※原料費調整額とは:都市ガスの原料(LNG(液化天然ガス)・LPG(液化石油ガス))の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。原料費調整制度とは、都市ガスの原料であるLNG・LPGの価格変動を適切にガス料金に反映させるしくみです。

<計算方法(カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2の場合)>

ガス料金=基本料金(税込)+従量料金単価(税込)×ガス使用量

<計算方法(ビジエネガスプラン3およびビジエネガスプラン4の場合)>

ガス料金=定額基本料金(税込)+流量基本料金単価(税込)×契約最大使用量+従量料金単価(税込)×ガス使用量

(2)ガス料金は、日割計算によりガス料金を算定する次の場合を除き、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

ア 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合

イ 新たにガスの供給を開始した場合、またはガス需給契約を廃止もしくは解約した場合で、ガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ただし、ビジエネガスプラン3およびビジエネガスプラン4については、廃止または解約の場合は日割計算をいたしません。)

(3)お客さまがガス料金を支払期日を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息をお支払いされた日以降のガス料金とあわせてご請求させていただきます。

(4)2024年2月15日から2024年5月31日までの期間に、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2のいずれかに申込みいただき、2024年2月15日から2024年7月31日までの期間に新たにガスの使用を開始したお客さまについては、初回請求分を含む供給開始後12か月分の基本料金を半額(以下、「キャンペーン特典1」といいます。)といたします。また、他社でガス需給契約をご契約いただいている需要場所において、2024年10月1日から2025年1月15日までの期間に、当社のカテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2のいずれかのプランに切り替えの申込みをいただき、かつ2024年10

月1日から2025年3月31日までの期間に当社でガスの使用を開始し、契約期間満了まで継続して使用いただけるお客さまについては、初回請求分を含む供給開始後6か月分の基本料金を0円(以下、「キャンペーン特典2」といいます。)といたします。

(5)(4)の条件を満たすお客さまが、キャンペーン特典1適用期間中において、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2のいずれかにガス料金メニューを変更された場合も、キャンペーン特典1適用期間中は、契約変更後のガス料金メニューの基本料金を引き続き半額といたします。また、キャンペーン特典2適用期間中において、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2のいずれかにガス料金メニューを変更された場合も、キャンペーン特典2適用期間中は、契約変更後のガス料金メニューの基本料金を引き続き0円といたします。

(6)解約によりガス需給契約を終了したお客さまからの同一需要場所におけるガス需給契約の申込みには、キャンペーン特典1を適用いたしません。

### 7 電気・ガスセット割引

(1)電気・ガスセット割引は、お客さまが適用を希望され、次のいずれにも該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。なお、電気・ガスセット割引を適用するのは、1電気需給契約に対し1ガス需給契約といたします。

ア お客さまが、当社が別途定める「基本契約要綱(低圧)」(従量電灯の適用範囲に該当する需要に限ります。),「基本契約要綱(高圧)」または「基本契約要綱(特別高圧)」が適用される電気需給契約の契約者であること。

イ お客さまが、ガス基本契約要綱ならびにカテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1、ビジエネガスプラン2、ビジエネガスプラン3もしくはビジエネガスプラン4の各個別要綱が適用されるガス需給契約の契約者であること。

ウ ガス需給契約と電気需給契約の名義が同一であること。

エ ガス需給契約と電気需給契約の需要場所が同一であり、お客さまが、電気需給契約の電気料金とあわせて、ガス需給契約のガス料金の支払いをされること。

(2)ガス需給契約の各月のガス料金は、ガス需給契約に適用される個別要綱によりガス料金として算定される金額から、その金額の2%に相当する額(1円未満の端数は切り上げいたします。)を割引として差し引いた金額といたします。

(3)電気・ガスセット割引を適用され、かつカテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1およびビジエネガスプラン2の各個別要綱が適用される場合の、ガス需給契約の契約期間は、3によらず電気需給契約の契約期間の末日までといたします。契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、ガス需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。この場合、新たな契約期間は、電気需給契約の契約期間と同一といたします。

(4)電気・ガスセット割引を適用され、かつビジエネガスプラン3およびビジエネガスプラン4の各個別要綱が適用される場合の、電気需給契約の契約期間は、ガス需給契約の契約期間の末日までといたします。契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### 8 ガス使用量の算定

ガス料金の算定期間におけるガス使用量は、一般ガス導管事業者が託送約款等で定めるところにより算定した当該期間のガスの供給量にもとづき算定いたします。また、ガスメーター(ガス料金算定の基礎となるガス使用量を計量するための計量器をいいます。以下同じ。)の故障等によって、一般ガス導管事業者がガスの供給量を正しく計量できなかった場合には、ガス料金の算定期間におけるガス使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

### 9 ガス料金その他の支払い方法

ガス料金については毎月、工事負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、原則として次の方法により支払っていただきます。なお、同一需要場所において電気需給契約を結ばれている場合のガス料金は、その電気需給契約における電気料金と同一の方法により、電気料金とあわせてお支払いいただけます。

・クレジットカード支払　　・口座振替支払　　・振込用紙支払

※クレジットカード支払、口座振替支払をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※クレジットカード支払、口座振替支払をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただきます。

### 10 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

当社の供給するガスの類別は、13A(燃焼速度35～47、ウォッペ指数52.7～57.8)です。標準熱量は45MJ/m<sup>3</sup>Nとし、最低熱量は44MJ/m<sup>3</sup>Nといたします。ガスの圧力の最低圧力は1.0kPa、最高圧力は2.5kPaといたします。

### 11 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般ガス導管事業者(当社または一般ガス導管事業者が委託した業者も含みます。)は、次の業務を実施するため、お客さま等の承諾をえて、お客さま等の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さま等の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1)検針(ガスメーター等の確認等を含みます。)

(2)供給施設の検査もしくは確認または消費機器の調査

(3)一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理

(4)12、12の解除、ガス需給契約の廃止および解約のための業務

(5)ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替え

(6)その他ガス基本契約要綱または個別要綱により、ガス需給契約の成立、変更もしくは終了等のために、またはガスの供給のために必要な業務および保安上必要な業務

### 12 供給または使用の制限等

(1)次のいずれかに該当する場合には、当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給を制限または中止(以下、「制限等」といいます。)することがあります。また、この場合、当社の受けた損害について賠償していただくことがあります。

ア お客さま等が、11に反して、当社または一般ガス導管事業者の係員による業務の実施を正当な理由なく拒否し、または妨害した場合

イ お客さま等が、ガス工作物を故意または過失により損傷し、または失われた場合

ウ お客さま等が、20、21、22、23に反した場合、または当社もしくは一般ガス導管事業者がそれらの定めにより必要となる措置をとることができない場合

エ お客さま等が、ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合

オ お客さま等が、その他ガス基本契約要綱もしくはお客さまが適用を受ける個別要綱または託送約款等で定めるお客さま等に関する事項に反した場合

(2)次のいずれかに該当する場合には、当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給を制限等しまたはお客さまにガスの使用を制限等していただくことがあります。

ア 災害等その他の不可抗力が生じた場合

イ ガス工作物に故障が生じた場合

ウ ガス工作物の修理その他工事の施工(ガスメーター等の点検、修理、および取替え等を含みます。)のため特に必要がある場合

- エ 法令の規定または託送約款等の定めによる場合
- オ 当社または一般ガス導管事業者が、ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- カ 当社または一般ガス導管事業者が、ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- キ 保安上またはガスの安定供給上必要な場合
- ク 一般ガス導管事業者のガス導管事業的確な遂行に支障を与える事象が発生し、または一般ガス導管事業者が発生するおそれがあると認めた場合

(3)当社または一般ガス導管事業者が(1)または(2)によってガスの供給を制限等し、またはお客さまにガスの使用を制限等していただく場合には、必要に応じ、一般ガス導管事業者からお客さま等にお知らせすることがあります。

(4)当社または一般ガス導管事業者が(1)または(2)によってガスの供給を制限等し、またはお客さまにガスの使用を制限等していただいた場合(一般ガス導管事業者が(3)のお知らせをした場合を含みます。))には、その制限等に関する問い合わせについては、当社に申し出ていただけます。

### 13 違約金

(1)お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用し、そのためにガス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2)(1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

### 14 契約中途解約精算額（ビジエネガスプラン3およびビジエネガスプラン4の個別要綱が適用されるガス需給契約が対象）

(1)次の場合には、(4)の場合を除き、当社は、(2)または(3)により算定した金額を、契約中途解約精算額として申し受けます。

ア ガス需給契約の廃止によって契約が消滅した場合(ただし、各契約年度の末日を廃止期日とする場合を除きます。)

イ 15(1)もしくは(2)によって当社がガス需給契約を解約し、または同(3)によってガス需給契約が消滅した場合

ウ 契約最大使用量の変更によってガス需給契約が消滅した場合

(2)(1)の場合で、お客さまと当社が、ガス需給契約の消滅または解約した日(以下、「終了日」といいます。)の翌日を需給開始の日とする新たなガス需給契約(契約中途解約精算額の規定がある個別要綱を適用するガス需給契約に限ります。)(以下、「新契約」といいます。)を締結し、かつ新契約の流量基本料金が、終了日に消滅または解約するガス需給契約(以下、「前契約」といいます。)の流量基本料金から変更となるときは契約中途解約精算額は、次の算式を適用して算定いたします。なお、次の算式においては、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

ア 新契約の流量基本料金が前契約の流量基本料金から減少する場合

{(前契約の契約最大使用量×前契約の精算額流量基本料金単価)－(新契約の契約最大使用量×新契約の精算額流量基本料金単価)}×[前契約の終了日が属する月(ガス料金の算定期間をいいます。以下、(3)において同じ。)の翌月から前契約の各契約年度の末日が属する月までの月数]

イ 新契約の流量基本料金が前契約の流量基本料金から増加する場合
{(新契約の契約最大使用量×新契約の精算額流量基本料金単価)－(前契約の契約最大使用量×前契約の精算額流量基本料金単価)}×[前契約の各契約年度の初日が属する月から前契約の終了日が属する月までの月数]

(3)(1)の場合で、お客さまと当社が、前契約の終了日の翌日を需給開始の日とする新契約を締結しない場合、または新契約に適用する個別要綱に契約中途解約精算額の規定がない場合の契約中途解約精算額は、次の算式を適用して算定いたします。

(前契約の精算額定額基本料金+前契約の精算額流量基本料金単価×前契約の契約最大使用量)×[前契約の終了日が属する月の翌月から各契約年度の末日が属する月までの月数]

(4)当社がガス需給契約の成立時に把握できなかったお客さまの消費機器の増設等により契約年度の途中で契約最大使用量を増量変更することが合理的と認められる場合等、当社が認めたときには、当社は、契約中途解約精算額を申し受けません。

### <精算額基本料金(円)>

精算額定額基本料金	1月につき	36,630.00
精算額流量基本料金単価	1m <sup>3</sup> につき	759.00

### 15 当社からの申し出によるガス需給契約の解約に関する事項

(1)お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は、ガス需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

ア ガス料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合

イ 他のガス需給契約(既に消滅しているものを含みます。)のガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ウ ガス基本契約要綱またはお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事負担金その他ガス基本契約要綱またはお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(2)当社または一般ガス導管事業者が12(1)によってガスの供給を制限等した場合で、お客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、ガス需給契約を解約することがあります。

(3)お客さまが、当社へ通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社または一般ガス導管事業者が需給を終了させるための処置を行なった日にガス需給契約は消滅するものといたします。

### 16 ガス需給契約の消滅または変更にもなうガス料金その他の精算

(1)ガス需給契約の消滅、解約または変更にもなうガス料金その他の精算については、お客さまが適用を受ける個別要綱で定めるとおりといたします。

(2)ガス需給契約の消滅または変更にもなって一般ガス導管事業者に費用または損害が生じる場合で、それがお客さまの責めとなる理由によるものであるときには、当社は、その費用または損害について一般ガス導管事業者から請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

### 17 ガス需給契約消滅後の関係

(1)ガス需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、ガス需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

(2)一般ガス導管事業者は、ガス需給契約が消滅した後も、一般ガス導管事業者が所有するガスメーター等の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾をえて、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

### 18 ガス工事

(1)ガスを新たに使用するため、またはガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者または託送約款等で定める者(以下、「一般ガス導管事業者等」といいます。)に申込みをしていただけます。

(2)ガス工事は、一般ガス導管事業者等が施工いたします。

(3)お客さまが一般ガス導管事業者等に申込みをされたガス工事の工事費その他の条件は、お客さまと一般ガス導管事業者等との間で決めていただくものとし、当社はこれに関与いたしません。

(4)一般ガス導管事業者は、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線(以下、「境界線」といいます。)内において、お客さま等のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。なお、その場所が借地または借家である場合には、あらかじめ、その建物の所有者その他利害関係人の方の承諾をえていただけます。

### 19 工事負担金等の申受けおよび精算

(5)一般ガス導管事業者がお客さま等のために私道に導管を埋設する場合には、その私道の所有者その他利害関係人の方の承諾をえていただけます。(6)内管およびガス栓は、お客さま等の所有とし(ただし、一般ガス導管事業者が託送約款等で定めるところによりその所有権を留保する場合を除きます。)、託送約款等で定めるところにより、お客さま等の負担で設置していただけます。

(7)お客さま等のために設置されるガス遮断装置、お客さま等の申込みによりそのお客さま等のために設置される整圧器、お客さま等の申込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さま等の所有とし、託送約款等で定めるところにより、お客さま等の負担で設置していただけます。

(8)供給管は一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は、一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さま等の依頼により供給管の位置替えを行なう場合には、託送約款等で定めるところにより、その工事費をお客さま等に負担していただけます。

(9)お客さま等の所有となる供給施設の修繕費は、託送約款等で定めるところにより、お客さま等に負担していただけます。

(10)本支管および整圧器(ただし、託送約款等で定めるところにより、お客さま等の所有となる整圧器を除きます。以下同じ。)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者が設置いたします。

(11)ガス需給契約またはガス工事の申込みにともない、本支管および整圧器、もしくはガス遮断装置を新たに設置する工事、または本支管を入れ替えもしくは整圧器を取り替える工事を必要とする場合で、その費用が託送約款等で定める一般ガス導管事業者の負担額をこえる場合には、託送約款等で定める金額を工事負担金として申し受けます。

(12)ガスメーターおよび負荷計測器は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者が設置いたします。なお、ガスメーターは、託送約款等で定めるところにより、需要場所に設置されている消費機器等に応じて、一般ガス導管事業者が選定し、1需要場所について1ガスメーターを設置いたします。ただし、一般ガス導管事業者が特別の事情があると判断したときは、1需要場所について複数のガスメーターを設置することがあります。

(13)ガスメーター等の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取替え等の維持管理が容易な場所とし、一般ガス導管事業者がお客さまとの協議によって定めます。なお、ガスメーター等の取付位置は、お客さまから無償で提供していただけます。

(14)(12)の設置に要する工事費は、託送約款等で定めるところにより、お客さま等に負担していただけます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替えその他一般ガス導管事業者の都合により工事が行なわれる場合には、それに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。

### 19 工事負担金等の申受けおよび精算

(1)18(6)、(7)、(8)、(9)および(14)の工事費等は、お客さまが申込みをされた一般ガス導管事業者等に支払っていただくものとし、当社はこれに関与いたしません。

(2)18(11)の工事負担金は、一般ガス導管事業者の求めにしたいがい、原則として工事着手前に、当社に支払っていただけます。なお、工事負担金の金額は、一般ガス導管事業者が算定いたします。なお、工事負担金を支払っていただいた後、工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、一般ガス導管事業者の求めにしたいがい、工事負担金を精算するものいたします。

### 20 供給施設の保安責任

(1)内管およびガス栓その他お客さま等の資産となる境界線からガス栓までの供給施設については、お客さま等の責任において管理していただきます。

(2)一般ガス導管事業者は、法令で定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

(3)一般ガス導管事業者は、法令で定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さま等の承諾をえて検査いたします。なお、その検査の結果は一般ガス導管事業者からお客さま等にお知らせいたします。

(4)お客さま等が(3)のお知らせを受けたときは、お客さま等の負担で、法令で定める技術基準(以下、「技術基準」といいます。)に適合するように修理等し、または使用を中止する等の必要な措置をとっていただけます。

(5)お客さま等が所有し、または占有するガス工作物について、お客さま等は、法令で定めるところにより、次の責務を負います。

ア 当社または一般ガス導管事業者がガス工作物を技術基準に適合するように維持するために必要な措置を講じようとするときは、その措置の実施に協力するよう努めていただけます。

イ 当社または一般ガス導管事業者が経済産業大臣から、ガス工作物を法令で定める技術基準に適合するように修理等し、もしくはその使用を一時中止すべきことを命じられ、またはその使用を制限されたときは、当社または一般ガス導管事業者がその命令または処分を受けてとる措置の実施に協力していただけます。

ウ ガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合で、お客さま等にイの協力をしていただけないときには、経済産業大臣は、お客さま等に対し、その協力をするよう勧告をすることがあります。

(6)(1)の供給施設においてガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが一般ガス導管事業者の責めとならない理由によるものであるときには、一般ガス導管事業者は、お客さま等の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(7)(1)の供給施設においてガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さま等の受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 21 消費機器に関する周知および調査

(1)消費機器については、お客さま(ただし、消費機器の所有者または占有者の方を含みます。(3)、(4)、(5)、(6)、(7)および(8)において同じ。)の責任において管理していただけます。

(2)当社は、法令で定めるところにより、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するために必要な事項を、書面または電磁的方法その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、電磁的方法とは、お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいうものといたします。

(3)当社は、法令で定めるところにより、お客さまの承諾をえて、当社の供給するガスに係る消費機器が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(4)当社は、(3)の調査の結果、技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかつた場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

(5)当社は、(4)のお知らせをした消費機器について、法令で定めるところにより、お客さまの承諾をえて、再び調査いたします。

(6)お客さまが(4)のお知らせを受けたときは、お客さまの負担で技術基準に適合するように修理等しまたは使用を中止する等の必要な措置をとっていただけます。

(7)当社は、(3)および(5)による調査の結果を一般ガス導管事業者に提供いたします。ただし、お客さまからその提供に承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(8)消費機器において不完全燃焼その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 22 保安に対するお客さまの協力

(1)お客さま等がガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただけます。この場合には、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。

(2)(1)のほか、お客さま等が当社の供給するガスによる災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたときは、ただちにその旨を当社または一般ガス導管事業者に通知していただけます。この場合には、通知を受けた当社または一般ガス導管事業者は、適切な処置をとります。

(3)当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さま

等にさせていただくことがあります。その方法は、当社または一般ガス導管事業者がお知らせいたします。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。

- (4)当社または一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さま等の構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5)お客さま等が一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更(ガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替えを含みます。)し、または供給施設もしくは10に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6)一般ガス導管事業者が18(13)により設置したガスメーターについては、検針、検査、取替えその他維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7)一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さま等の資産となる境界線からガス栓までの供給施設の管理等についてお客さま等と協議させていただくことがあります。

### 23 お客さまの責任

- (1)当社が21(2)によりお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2)お客さま等が乾燥器、炉、ボイラー等の保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置もしくは撤去し、またはその使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- (3)お客さま等が圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さま等の所有とし、その設置に要する費用(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。)、お客さま等に負担していただきます。
- (4)お客さま等が昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい、天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ア 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
- イ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
- ウ 当社の供給するガスに適合するものであること。
- エ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
- オ 一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。

### 24 供給施設等の検査

- (1)お客さまが、ガスメーターの計量の検査を希望される場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。この場合、一般ガス導管事業者が検査を実施し、検査に要する費用は、一般ガス導管事業者が託送約款等にもとづき負担する場合を除き、お客さまに負担していただきます。
- (2)お客さま等が内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さま等のために設置されるガス遮断装置もしくは整圧器またはガスメーター以外のガス計量器等が法令等で定める基準に適合しているかどうかについての検査を希望される場合は、その旨を一般ガス導管事業者に申し出ていただきます。この場合、検査に要する費用は、検査の結果にかかわらず、お客さま等に負担していただきます。
- (3)一般ガス導管事業者が(1)または(2)の検査を行なった場合には、当社または一般ガス導管事業者は、その結果をお客さま等にお知らせいたします。
- (4)一般ガス導管事業者が(1)または(2)の検査を行なう場合には、お客さま等は、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

### 25 ガス事故の報告

消費段階における事故が発生した場合には、当社は、一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けます。

### 26 供給条件の説明等

- (1)当社は、お客さまとガス需給契約を締結しようとするときは、法令で定めるところにより、次の事項をお客さまに説明いたします。
- ア お客さまが、新たにガス需給契約を希望され、ガス需給契約の申込みをされた場合は、法令で定めるガス料金その他の供給条件を説明いたします。
- イ お客さまと当社が、ガス需給契約を契約期間満了後も同一条件で継続する場合は、更新後の契約期間のみを説明いたします。
- ウ 当社が、ガス基本契約要綱または個別要綱を変更する場合(ただし、エの場合を除きます。))は、変更しようとする事項のみを説明いたします。
- エ 当社が、ガス基本契約要綱または個別要綱を変更する場合(法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他ガス需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更をする場合に限るものとし、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、関係する法令が制定され、もしくは改廃された場合、または託送約款等が変更された場合を含みます。))は、変更しようとする事項の概要のみを説明いたします。
- オ お客さまが、ガス需給契約の変更を希望され、その契約変更の申込みをされた場合は、変更しようとする事項のみを説明いたします。
- (2)当社は、(1)の説明をするときは、(1)イおよびエの場合を除き、法令で定めるガス料金その他の供給条件を記載した書面(以下、「契約締結前書面」といいます。))をお客さまに交付いたします。ただし、(1)ウおよびオの場合は、変更しようとする事項のみを契約締結前書面に記載いたします。
- (3)当社は、お客さまとガス需給契約を締結したときは、(1)エの場合を除き、法令で定める次の事項を記載した書面(以下、「契約締結後書面」といいます。))をお客さまに交付いたします。ただし、(1)イの場合は、次のア、イ、エおよび更新後の契約期間のみを、(1)ウおよびオの場合は、次のア、イ、エおよび変更した事項のみを契約締結後書面に記載いたします。
- ア 当社の名称および住所
- イ 契約年月日
- ウ 当社の登録番号
- エ 供給地点特定番号
- オ 法令で定めるガス料金その他の供給条件
- (4)当社は、電磁的方法その他当社が適切と認める方法により、供給条件の説明義務の履行、契約締結前書面の交付および契約締結後書面の交付を行います。なお、電磁的方法とは、お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいうものといたします。

### 27 信用情報の共有

お客さまが、ガス基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなったガス料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報(お客さまを識別できる情報をいいます。))を他のガス小売事業者等へ当社が提供することをあらかじめ同意していただきます。

### 28 その他

- (1)上記に記載のない事項については、ガス基本契約要綱、お客さまが適用を受ける個別要綱および託送約款等によります。なお、ガス基本契約要綱および個別要綱等は、当社ホームページからご確認いただけます。託送約款等については、一般ガス導管事業者のホームページからご確認ください。
- (2)当社は、ガス小売事業者および一般ガス導管事業者との間で、お客さまのガスのご契約に関する情報、ガス供給に関する設備の情報および消費機器等の保安に関する情報を共同利用することがあります。詳細は、当社ホームページをご覧ください。
- (3)ガス需給契約の変更をご希望される場合は、2(1)に定める新たにガス需給契約をご希望される場合に準じて申込みをしていただきます。また、ガス需給契約の廃止、お申込みの撤回をご希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

## 別表 ガス料金メニュー表

### ご家庭のお客さま向け

#### ●カテエネガスプラン1

料金表	月間使用量	基本料金(円/月 税込)	従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
A	20m <sup>3</sup> まで	759.00	204.52	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引
B	21～50m <sup>3</sup>	1,616.39	156.29	
C	51～100m <sup>3</sup>	1,947.41	149.66	
D	101～250m <sup>3</sup>	2,243.80	146.70	
E	251～500m <sup>3</sup>	2,513.70	145.62	
F	501m <sup>3</sup> ～	6,597.96	137.45	

#### ●カテエネガスプラン2

	料金表	月間使用量	基本料金(円/月 税込)	従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
暖房期 (12月～4月)	A	20m <sup>3</sup> まで	943.35	162.16	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引
	B	21～70m <sup>3</sup>	1,175.63	150.55	
	C	71m <sup>3</sup> ～	2,842.53	126.73	
その他期 (5月～11月)	A	20m <sup>3</sup> まで	740.87	193.29	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引
	B	21～50m <sup>3</sup>	1,513.93	154.64	
	C	51～100m <sup>3</sup>	1,782.81	149.26	
	D	101～250m <sup>3</sup>	2,170.87	145.38	
	E	251～500m <sup>3</sup>	2,389.85	144.51	
	F	501m <sup>3</sup> ～	6,413.00	136.46	

#### ●カテエネガスプラン3

	料金表	月間使用量	基本料金(円/月 税込)	従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
通年	－	－	2,717.00	111.95	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引

### 商店や飲食店等ビジネス利用のお客さま向け

#### ●ビジエネガスプラン1

料金表	月間使用量	基本料金(円/月 税込)	従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
A	20m <sup>3</sup> まで	759.00	204.52	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引
B	21～50m <sup>3</sup>	1,616.39	156.29	
C	51～100m <sup>3</sup>	1,947.41	149.66	
D	101～250m <sup>3</sup>	2,240.74	145.63	
E	251～500m <sup>3</sup>	3,900.93	134.65	
F	501m <sup>3</sup> ～	6,620.37	129.35	

#### ●ビジエネガスプラン2

	基本料金(円/月 税込)		従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
	定額(円/月 税込)	流量(円/㎡・月 税込)		
通年	13,240.74	－	118.62	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引

#### ●ビジエネガスプラン3

	基本料金(円/月 税込)		従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
	定額(円/月 税込)	流量(円/㎡・月 税込)		
通年	30,555.56	1,171.30	97.61	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引

#### ●ビジエネガスプラン4

	基本料金(円/月 税込)		従量料金単価 <sup>※1</sup> (円/㎡ 税込)	電気・ガスセット割引 <sup>※2</sup>
	定額(円/月 税込)	流量(円/㎡・月 税込)		
通年	30,555.56	1,171.30	92.74	当社の電気の契約 <sup>※3</sup> とセットでガス料金の2%割引

※1 従量料金単価には、原料費調整額は含まれません。

※2 電気・ガスセット割引対象額は、基本料金および従量料金(原料費調整額含む)の合計です。

※3 電気・ガスセット割引は、当社との電気需給契約が、特定小売供給約款に基づく契約(従量電灯B・C等)の場合には、当社が別途指定する基本契約要綱に基づく契約(おとくプラン・とくとくプラン等)にご変更いただいたうえ、適用いたします。

※4 上記金額はすべて消費税等相当額10%を含みます。

<p>中部電力ミライズ株式会社(登録番号：A0003)            本店所在地：〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地            当社ホームページURL：https://miraiz.chuden.co.jp/</p>	<p>&lt;お申込み・お申込みの撤回・ご契約の変更・ご契約の解約等に関するお問い合わせ&gt;            電話番号：0120-907-667            受付時間：月曜～金曜 9:00～19:00、土曜 9:00～17:00            (日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとさせていただきます。)</p>
---	--

## 料金の算定方法

ガス料金の計算方法について、例を挙げてご説明いたします。

### ガス料金の計算方法

ガス料金は、月ごとのご使用量に応じて一定額お支払いいただく「基本料金」と、1m<sup>3</sup>あたりにお支払いいただく「従量料金」を合計した金額です。

●計算例

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} \quad \text{従量料金単価} \times \text{ガスご使用量}$$

\*ガス料金は1円未満を切り捨てます。

### ガス料金の計算例 ガス料金メニューがカテエネガスプラン1で、1ヶ月のガスご使用量が31m<sup>3</sup>の場合

\*従量料金単価を、基準単位料金で計算した場合の例になります。

#### 基本料金

1ヶ月のご使用量が31m<sup>3</sup>のため、料金表Bの基本料金を適用し、「1,616円39銭」となります。

#### 従量料金

1ヶ月のご使用量が31m<sup>3</sup>のため、料金表Bの従量料金単価を適用します。この場合の従量料金は「156円29銭(料金表Bの従量料金単価)×31m<sup>3</sup>ご使用量」=4,844円99銭」となります。

#### ガス料金

基本料金と従量料金を合計し、1,616円39銭+4,844円99銭=6,461円(円未満切り捨て)となります。

#### カテエネガスプラン1 料金単価表

料金表	月間使用量	基本料金 (円/月 税込)	従量料金単価* (円/m <sup>3</sup> 税込)
A	20m <sup>3</sup> まで	759.00	204.52
B	21~50m <sup>3</sup>	1,616.39	156.29
C	51~100m <sup>3</sup>	1,947.41	149.66
D	101~250m <sup>3</sup>	2,243.80	146.70
E	251~500m <sup>3</sup>	2,513.70	145.62
F	501m <sup>3</sup> ~	6,597.96	137.45

\*従量料金単価は、原料費調整額を含まない基準単位料金です。各月の原料費調整額を含めた従量料金単価は、当社ホームページをご覧ください。  
\*消費税等相当額を含めた金額です。

### 電気とガスのセット割引 電気の料金メニューがポイントプラン(電気料金8,000円)、ガス料金メニューがカテエネガスプラン1で、1ヶ月のガスご使用量が31m<sup>3</sup>の場合

電気のご契約が、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、昼とくプラン、Eライフプラン(3時間帯別電灯)、タイムプラン(時間帯別電灯)、ピークシフト電灯、低圧高利用契約または高圧のお客さまは、ガス料金の2%を割引させていただきます。

#### カテエネガスセット/ビジエネガスセット



●計算例

$$\text{ご請求額 } 14,331\text{円} = \text{電気料金 } 8,000\text{円} + \text{ガス料金 } 6,461\text{円} - \text{セット割引 } \text{ガス料金} \times 2\% \\ \text{ガス料金 } 6,461\text{円} \times 2\% = 130\text{円}$$

## 原料費調整制度

### 原料費調整制度とは

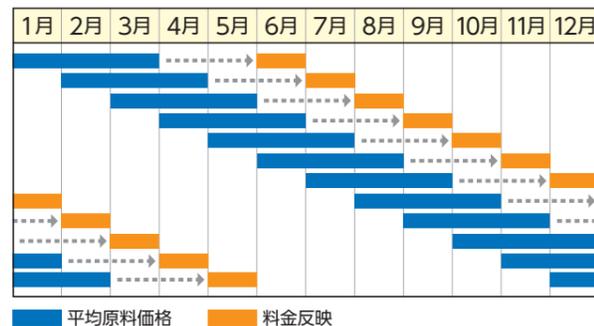
都市ガスの原料であるLNG(液化天然ガス)・LPG(液化石油ガス)の価格変動を適切にガス料金に反映させる制度です。

#### 料金反映のしくみ

貿易統計にもとづく3ヶ月の平均原料価格と、基準平均原料価格との差額を、中2ヶ月の間隔をおいて、次の1ヶ月分のガス料金に反映します。

#### 原料費調整の適用時期

算定期間	料金適用期間
1月から3月	6月分のガス料金
2月から4月	7月分のガス料金
3月から5月	8月分のガス料金
4月から6月	9月分のガス料金
5月から7月	10月分のガス料金
6月から8月	11月分のガス料金
7月から9月	12月分のガス料金
8月から10月	翌年の1月分のガス料金
9月から11月	翌年の2月分のガス料金
10月から12月	翌年の3月分のガス料金
11月から翌年の1月	翌年の4月分のガス料金
12月から翌年の2月	翌年の5月分のガス料金



#### 従量料金単価の調整額

基準平均原料価格(83,350円/トン)と平均原料価格の差額100円につき、従量料金単価を1m<sup>3</sup>あたり、0.081円(税抜き)調整します。



## 料金のお支払い

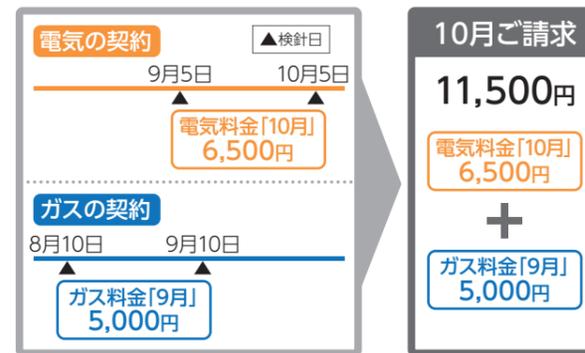
お支払い期日やお支払方法などについてご説明いたします。



### 料金のご請求

当月分の電気料金と前月分のガス料金を合算してご請求をさせていただきます。

●ご請求のイメージ



\*電気の契約がなく、ガスのみ契約をしているお客さまについては、前月分のガス料金を当月分としてご請求させていただきます。

### お支払期日

電気の検針日の翌日から30日目が料金のお支払期日となります。料金は期日までにお支払いください。なお、お支払期日の翌日から20日目を経過して料金をお支払いいただけない場合は、あらかじめお知らせしたうえで、やむを得ず電気の停止または契約の解約に合わせて、ガスの契約を解約させていただきますのでご注意ください。

### お支払方法一覧

ガス料金のお支払方法は、電気料金のお支払方法と同様になります。

電気料金のお支払方法には、クレジットカード支払、口座振替、振込用紙によるお支払いの3通りの方法があります。お客さまのご都合に合わせてお支払方法をお選びいただけます。お支払方法をご変更されたいお客さまは、当社ホームページからお申込みください。

#### 口座振替によるお支払い

毎月決まった日に、ご登録の金融機関の口座より自動的に料金を引き落としいたします。

#### クレジットカードによるお支払い

毎月決まった日に、ご登録のクレジットカードにて自動的に料金をお支払いいただくことができます。

#### 振込み用紙によるお支払い

当社からお送りする所定の振込用紙により、金融機関、コンビニエンスストアなどでお支払いいただく方法です。振込手数料は無料です。振込用紙裏面に記載された「お支払窓口」にてお支払いいただけます。コンビニエンスストアであれば、土曜・日曜・祝日・夜間でもお支払いいただけます。

#### 取扱いのできるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ミニストップ、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、その他「中部電力取扱窓口」の看板のあるお店など

\*一部、お取り扱いできない店舗がございますので、ご注意ください。

## ご使用量の確認方法

ご自宅のガスメーターの読み方についてご説明いたします。

### ガスメーターの読み方

ご使用量は、ご自宅のガスメーターで確認できます。ガス料金の計算のために、東邦ガスネットワークの検針員がこれまで通りおなががいし、メーターの指示数を確認しています。検針日は、土曜・日曜・祝日により月によって前後することがあります。

#### ご使用量の算出方法

$$\text{当月指示数} - \text{前月指示数} = \text{当月ご使用量}$$

(例) 今月指示数: 1,234m<sup>3</sup> 前月指示数: 1,203m<sup>3</sup>  
1,234m<sup>3</sup> - 1,203m<sup>3</sup> = 31m<sup>3</sup>

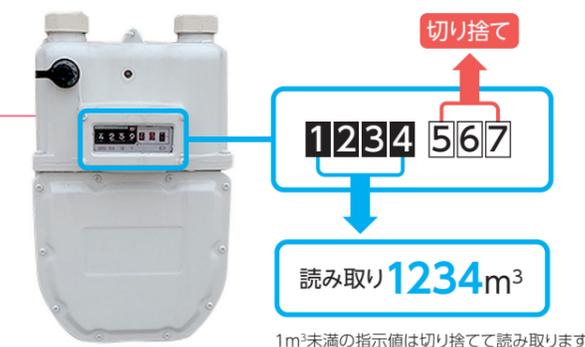
#### ご使用量 31m<sup>3</sup>

\*前月の検針日の翌日から当月の検針日までをひと月とし、その間のご使用量にもとづき計算した金額を請求させていただきます。

### メーターの指示数の見方

#### ガスメーターの指示値について

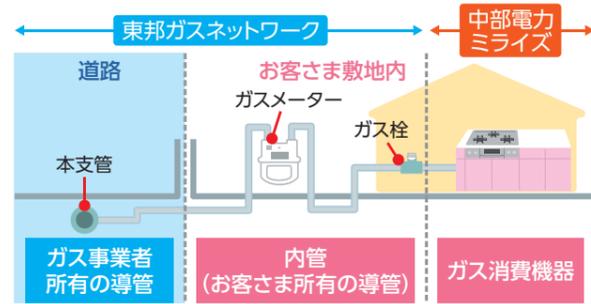
ガスメーターには、1m<sup>3</sup>未満の数字(最小0.001m<sup>3</sup>)も表示していますが、検針時には1m<sup>3</sup>未満の指示値は切り捨てて読み取ります。



1m<sup>3</sup>未満の指示値は切り捨てて読み取ります。

## 保安の範囲

ガスを送る導管やメーターの保安は、これまでと同じように東邦ガスネットワークが行い、ガス消費機器の保安は中部電力ミライズが行います!



- 保安は中部電力ミライズのガス専門部隊が責任を持って実施します!
- 万が一の災害やガス漏れなどの緊急時には、東邦ガスネットワークと連携・協力して対応いたします!
- さらに、ガス保安の豊富な知見があるパートナー企業と連携し、消費機器の調査・周知はもとより、自主保安活動を推進し、お客さまにガスを安心してお使いいただけるよう、取り組んでまいります。



だから、中部電力ガスは安全・安心です。

## 敷地内のガス設備はお客さまの所有物です

敷地内のガス管やガス機器は、お客さまの大切な所有物です。ガス設備(ガス管やガス栓、ガス機器)の修理、お取り替えは有償となります。ガスメーターは計量法に基づき検定満期(7年または10年)前に取り替えられます。

ガス設備には **お客さまの所有物** と **ガス導管事業者(東邦ガスネットワーク)の所有物** があります

ガスメーターはガス導管事業者(東邦ガスネットワーク)の所有物です。(サブメーターを除く)

ガス本支管はガス導管事業者(東邦ガスネットワーク)の所有物

敷地内のガス設備は **お客さまの所有物**

ガス管は古くなっていませんか? **見えないところで、腐食は進行しています。**

腐食や地震に強いガス管です。

**交換** 場所に合わせ最適なガス管にお取り替えます。

ガス管の腐食状況(例)

新しい	土の中に埋められた亜鉛メッキ鋼管(白ガス管)は、古くなって腐食がすすみガスが漏れることがあります。
古い	

※土質や環境により腐食の度合いが異なります。

ポリエチレン管  
ポリエチレン被覆鋼管  
硬質塩化ビニル被覆鋼管

腐食や地震に強く、災害対策にも有効です。なお、交換費用はお客さまのご負担になります。詳しくはガス導管事業者(東邦ガスネットワーク)にお問い合わせください。

※改装や敷地内を掘る工事をされるときは、ガス導管事業者(東邦ガスネットワーク)へご連絡ください。

## ガス機器はガスの種類と合うものを

お届けしているガスの種類は **都市ガス(13A)** です



お届けしているガスには、有毒な物質である一酸化炭素(CO)が含まれておりませんが、**取扱いを誤ると一酸化炭素(CO)中毒や爆発などの危険性があります**のでご注意ください。

ガス機器はガスの種類と **合うものを!**



ガス機器がガスの種類と合っていないと、正常な燃焼をせず、**有毒な一酸化炭素(CO)が発生して、中毒などの原因となり大変危険です。**

一酸化炭素(CO)中毒の初期症状として、頭痛、吐き気、気分が悪いなど、風邪に似た症状が現れます。症状が重い場合、死亡事故につながる恐れがあります。

ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。

- 新しくガス機器をお買い求めになるとき
- 今までご使用されていなかったものをお使いになるとき

ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。  
※お引越しのときには特にご注意ください。



AB-120-(a)1	→	型式
都市ガス用13A	→	適合するガスの種類
〇〇〇kW(〇〇〇kcal/h)	→	ガス消費量
201507-0001	→	製造年月・製造番号
〇〇〇株式会社	→	メーカー名

## お持ちのガス機器をご確認ください



- 取扱説明書を必ず読み、正しくご使用ください。
- 10年程度以上ご使用になった機器については、点検をお勧めします。メーカーやガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先までご連絡ください。(P37)

小型湯沸器			
型 式		購入年月日	
メーカー名		製造年月	
お買い上げ店名			

ガスファンヒーター・ガスストーブ			
型 式		購入年月日	
メーカー名		製造年月	
お買い上げ店名			

ガスコンロ			
型 式		購入年月日	
メーカー名		製造年月	
お買い上げ店名			

ガス炊飯器			
型 式		購入年月日	
メーカー名		製造年月	
お買い上げ店名			

風呂がま・給湯器			
型 式		購入年月日	
メーカー名		製造年月	
お買い上げ店名			

ガス機器			
型 式		購入年月日	
メーカー名		製造年月	
お買い上げ店名			

## ガス機器のご使用、日常管理について



- ガス機器の安全なご使用、日常管理については、取扱説明書をよく読んでいただき、その内容を理解し、ご使用いただくことが大切です。
- ガス機器ご使用時に不快な臭い、炎のあふれ、機器本体の異常な過熱、異音、排気口の周辺がすすけているなどがあれば、ただちに使用を中止し、メーカーやガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先までご連絡ください。(P37)



### ガス小型湯沸器

熱交換器の目詰まりなど、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となる場合があります。時々上部(防熱板の下)に汚れや詰まりがないかチェックしてください。上部に汚れや詰まりがある場合や使用中に火が消える場合は、メーカーやガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先まで点検・修理(有償)をお申し込みください。(P37)

### ガステーブルコンロ

バーナーが目詰まりしたまま使うと不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となる場合があります。時々器具ブラシなどでお掃除をしてください。



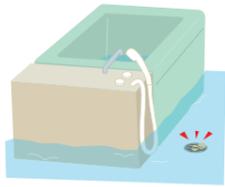
### ガス暖房機器

FF暖房機、ファンヒーターは裏側のエアフィルターのお掃除をしましょう。



### ガス風呂がま

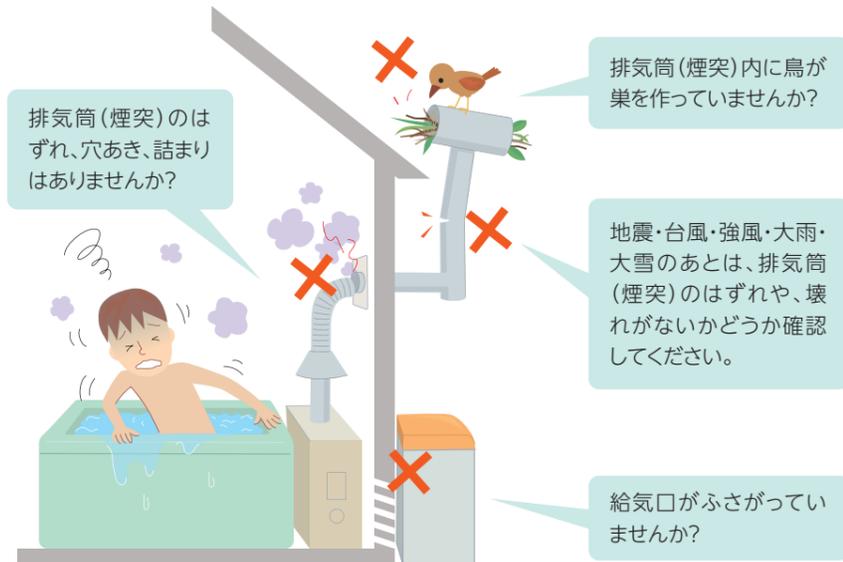
空だきに注意しましょう。ガス風呂がまや浴槽を傷めたり、火災の原因にもなります。また、風呂がまが水につかると故障の原因にもなります。BF式風呂がまでも何回も点火操作しないと口火(たね火)がつかなくなった場合には、機器内に未燃ガスがたまり、爆発着火して損傷(変形)したり、大きな爆発音がするので大変危険です。点火しにくくなった場合には、メーカーやガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先まで点検・修理(有償)をお申し込みください。(P37)



## 排気筒(煙突)はときどき点検を



排気筒(煙突)が詰まっていると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となる場合があります。大変危険です。以下のような状態になっていないか、点検を行ってください。

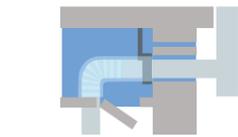


排気筒(煙突)のはずれ、穴あき、詰まりはありませんか?

排気筒(煙突)内に鳥が巣を作っていませんか?

地震・台風・強風・大雨・大雪のあとは、排気筒(煙突)のはずれや、壊れがないかどうか確認してください。

給気口がふさがっていませんか?



### チェック!

隠ぺい部に設置されている排気筒(煙突)も点検してください。

隠ぺい部に設置されている排気筒(煙突)の腐食による穴あきやはずれにより、排気ガスが室内に入り込み、一酸化炭素(CO)中毒を起こす危険があります。

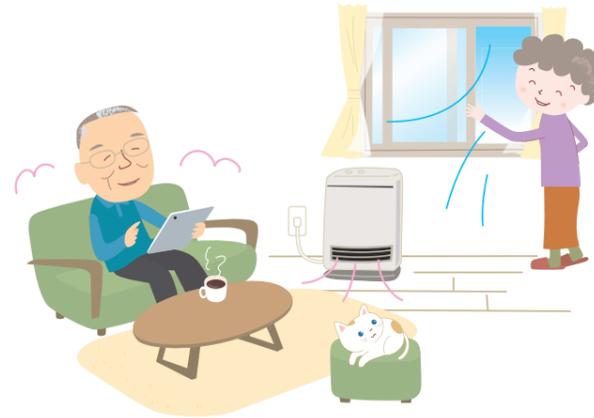
## ガス機器使用時は換気(給気と排気)をしましょう



ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気(給気と排気)が不十分な状態でガス機器を使用すると、酸素が不足して、不完全な燃焼となり、有毒な一酸化炭素(CO)が発生し、中毒となる恐れがあります。

### お部屋で

ファンヒーターをお使いになる時は1時間に1~2回程度、新鮮な空気に入れ替えましょう。



### キッチンで

コンロや小型湯沸器をお使いになる時は、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気しましょう。小型湯沸器は安全装置が付いていても必ず換気しましょう。コンロや小型湯沸器が使用中に止まったら再点火を繰り返さず、メーカーやガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先までご連絡ください。(P37)

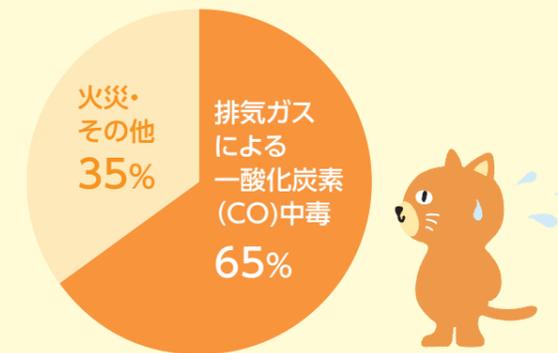


換気扇が汚れていると換気能力が低下します。換気扇を定期的に点検・清掃してください。

## ガスの使用にともなう人身被害は、一酸化炭素(CO)中毒事故の割合が高い!

ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。しかし、閉めきった室内で換気扇も回さずにガスを使用していると、燃焼するための酸素が不足して、不完全な燃焼状態となり、有害な一酸化炭素(CO)が発生する可能性があります。これが事故発生の大きな原因のひとつになっています。

### 人身被害の理由別割合(人数比)



(経済産業省/平成19年~23年消費段階事故発生状況等より)

## 一酸化炭素(CO)は無色・無臭 知らないうちに吸い込んで、死にいたることも…

- 一酸化炭素(CO)は、無色・無臭。気づきにくく、毒性は強力で、少量の吸引でも危険です。
- 軽い中毒症状は頭痛・吐き気など、風邪に似ていますが、手足がしびれて動けなくなることがあります。
- 重症になると、脳細胞を破壊したり、意識不明になったり、死亡にいたることもあります。

### 空気中の一酸化炭素濃度(CO(%))と吸引時間による中毒症状

CO(%)	呼吸時間による中毒症状
0.04	1~2時間で前頭痛や吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛がします。
0.16	20分で頭痛・めまい・吐き気、2時間で死亡
0.32	5~10分で頭痛・めまい、30分で死亡
1.28	1~3分で死亡

## こんな使い方は大変危険!①



### ガステーブルコンロ

揚げものをしているときやグリルを使用しているときは、その場から離れないことが大事です。来客や電話などでその場から離れるときには、必ず火を止めてください。また、使用中にはコンロの火が着衣に着火しないようご注意ください。



### 小型湯沸器

小型湯沸器の長時間連続使用は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となり、大変危険です。絶対におやめください。



### ⚠️ ご注意…波板などで囲わないでください

屋外に設置されたガス機器を増改築により、屋内化したり、波板などで囲うことは大変危険です。

### ⚠️ ご注意…工事中はガス機器を使わないでください

増改築工事などで排気筒を取り外したり、塗装工事などで給排気設備をビニールシートなどで覆った場合は、ガス機器を使用しないでください。

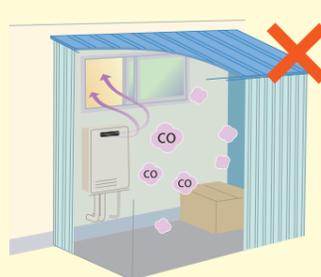
### ガス暖房機器

ガストーブやガスファンヒーターの付近には、スプレー缶や衣類など燃えやすい物は置かないでください。小さなお子さまがいるご家庭ではやけどなどにご注意ください。



### 衣類乾燥機

ご使用前に衣類をお確かめください。油分の付着した衣類は、洗濯後も油が完全に落ちていない場合があります。油の酸化発熱により自然発火する恐れがありますので、ポリプロピレン繊維製の衣類や下記の油分が付着した衣類は洗濯後も絶対に乾燥機で乾燥させないでください。



## こんな使い方は大変危険!②

### ⚠️ ご注意…屋内にガス風呂がま・湯沸器などを設置するときには

- 法令により適正な給排気設備の設置が義務づけられています。
- 給排気設備に不備があると一酸化炭素(CO)中毒を引き起こす恐れがあります。
- 工事は国で定められた資格が必要です。
- 屋内には屋内用のガス機器を設置してください。
- 施工後、正しく設置されたことを表示したラベルが貼付されていることをご確認ください。(小型湯沸器を除く)

### チェック!

#### 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示

工事業者の氏名 又は名称及び連絡先	〇〇〇〇設備 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び 施工年月日	年 月 日

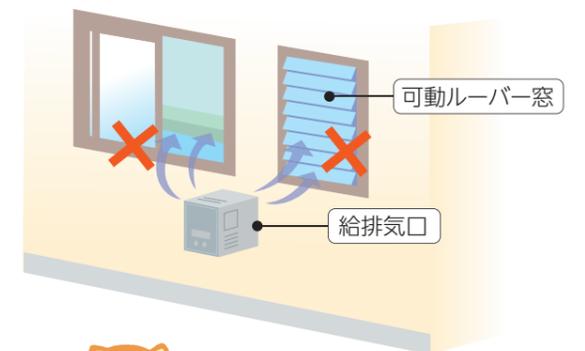
### ⚠️ ご注意…ガス機器の排気口や周辺に可燃物を放置すると火災の恐れがあります

- ガス機器は取扱説明書の記載に従い、周囲との隔離距離を正しくとってください。



### ⚠️ ご注意…機器および給排気口の上方に窓がある場合、使用中は閉めてください

- 屋外で給気と排気を行う、これらのタイプのガス機器でも、窓や換気口などの建物開口部から排気が室内に流入し、不快な臭いがしたり気分が悪くなる恐れがありますので、ガス機器使用中は、付近の窓を必ず閉めてください。設置状況によっては、ガス機器の移設等が必要な場合があります。



### ⚠️ ご注意…特殊な機器を使用するときには

- 圧縮ガスなど(酸素・空気など)を併用するときは、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までご連絡してください。



### ⚠️ ご注意…金網ストーブをお持ちのお客さまへ

- 赤熱面(金網部分)に変形や、やぶれなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となる恐れがあります。
- 不完全燃焼防止装置付のガスファンヒーターなどへお取り替えください。
- 暖房シーズン前に点検をおすすめします。



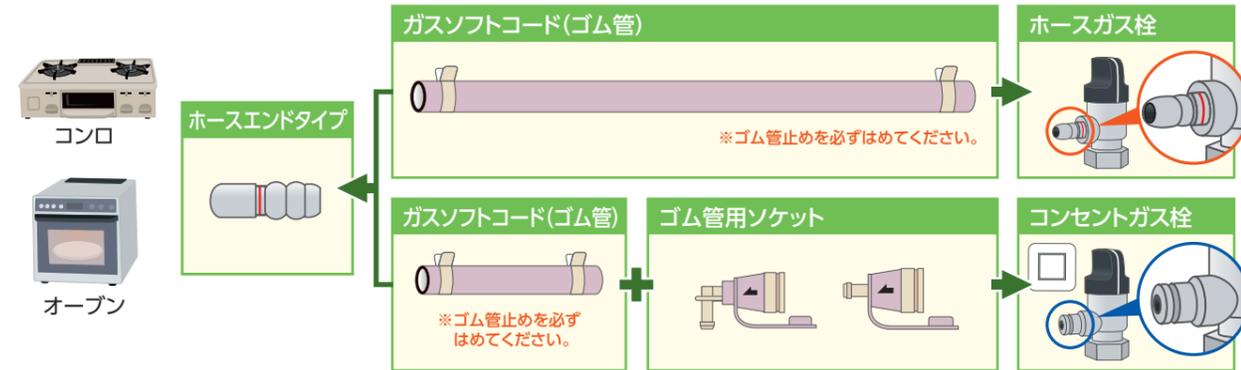
## 正しい接続で安全に① ガスソフトコード



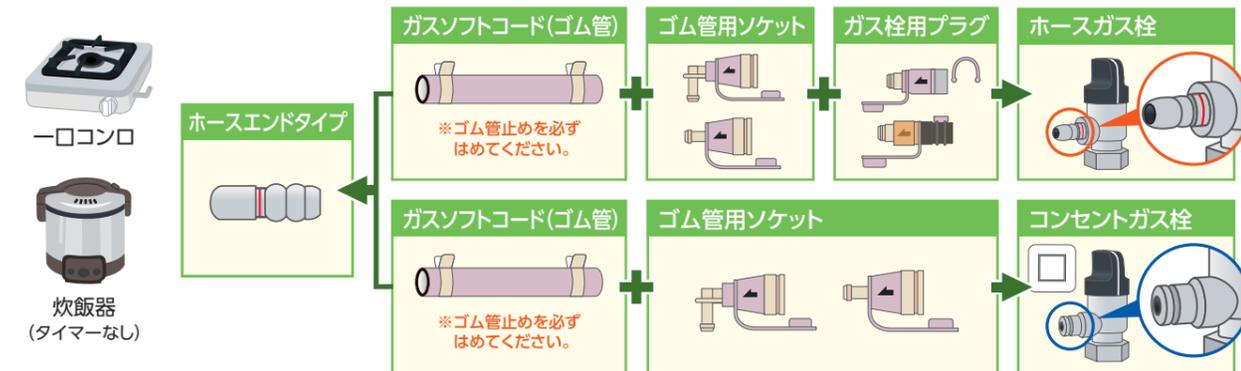
正しい接続をしないとガス漏れ、火災などの原因になります。

接続する場合には、ガス機器および接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続口の形状やサイズに合ったものをご使用ください。ソフトコードのサイズは9.5mmと13mmのタイプがあります。

### ● テーブルコンロなど、常時接続する場合



### ● 一口コンロなどを一時的に接続するなど、常時接続しない場合



**!** ガス機器は一例です。お持ちのガス機器のガス接続口の形状を確認の上、上記注意事項に従って接続してください。上記以外の接続方法についてはガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までお問い合わせください。

## 正しい接続で安全に② ガスコード

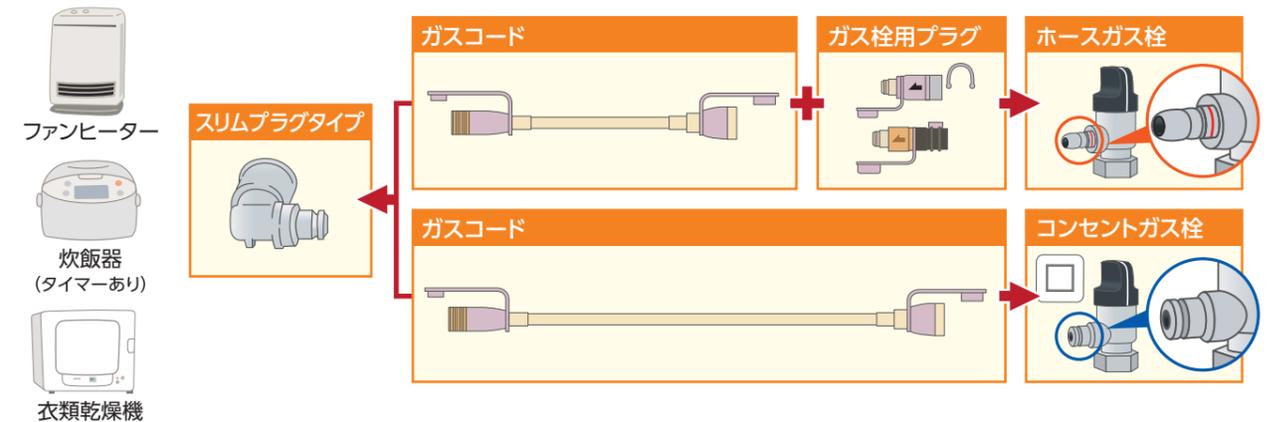
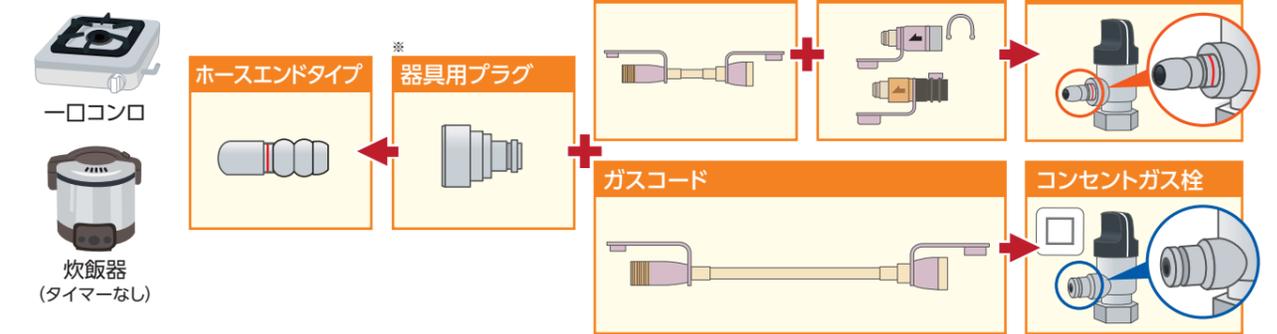


正しい接続をしないとガス漏れ、火災などの原因になります。

接続する場合には、ガス機器および接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続口の形状やサイズに合ったものをご使用ください。

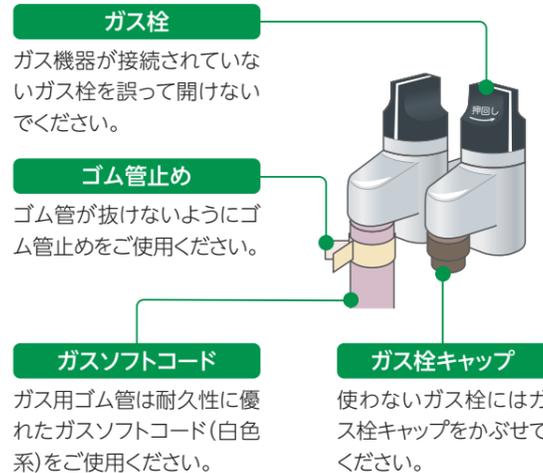
### ● 一口コンロなどを一時的に接続するなど、常時接続しない場合

ガスコードを使用する場合は、器具用プラグ\*が必要です。



**!** ガス機器は一例です。お持ちのガス機器のガス接続口の形状を確認の上、上記注意事項に従って接続してください。上記以外の接続方法についてはガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までお問い合わせください。

### ⚠ 注意事項



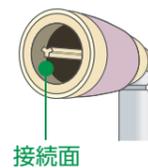
- ガス栓とガス機器をガスソフトコードやガスコードで接続する際は、必ず機器側をはじめに接続してください。
- ひび割れや固くなったものはお取り替えください。
- 古いゴム管はお取り替えください。
- ゴム管は赤い線までキッチリ差し込んでください。

赤い線がない場合は接続方法が正しくない可能性があります

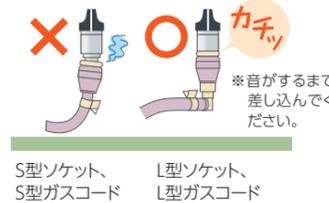
ゴム管止めでキッチリ止める

赤い線まで差し込む

- 接続面にゴミなどの異物がないことを確認して確実に接続してください。



- ソケットに無理な力がかからないよう適切な種類を選んでください。



- 機器の接続口がスリムプラグタイプのときは、ガスコードをご使用ください。

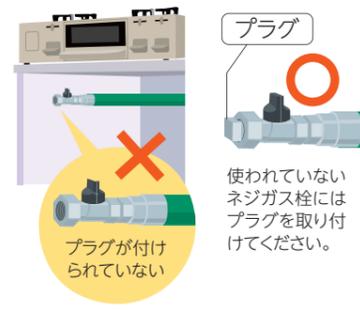


- ゴム管は、ガス機器の高温部(コンロの下など)に近接させないように接続してください。
- ゴム管は、適切な長さで使用してください。



- 不使用のネジガス栓には、プラグを取り付けてください。誤ってガス栓を開いた場合に危険です。

※プラグが取り付けられていない場合はガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までご連絡ください。



使われていないネジガス栓にはプラグを取り付けてください。

## ガス臭いとき・警報器が作動したとき

ガス臭いとき・警報器が作動したときは、以下の手順に従ってください。

### 手順1 換気してください

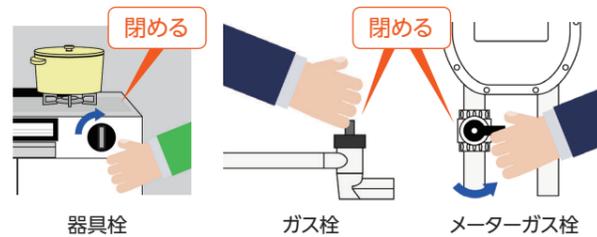
室内でガスが臭うときは窓や戸を大きく開けて、新鮮な空気を入れてください。屋外で臭うときは窓や戸を開けないでください。  
都市ガスは空気より軽いので、窓や戸を開け屋外に拡散させます。



ガスの臭いがしたら、火をつけたり換気扇や電気のスイッチには絶対に触らないでください。



### 手順2 器具栓・ガス栓・メーターガス栓を閉めてください



### 手順3 東邦ガスネットワークの緊急保安センター(P38)へ通報してください

休日昼夜問わず対応いたします。  
お近くでガス臭いときも連絡をお願いします。  
(365日、24時間受け付けています)

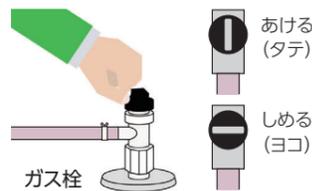


## ガスが出ないとき

ガスが出ないときは、以下の手順でご確認ください。

### チェック1 ガス栓が閉まっていませんか？

ガス栓が配管に対して横になっている場合は、ガスが閉まっています。栓を縦にして開けてご使用ください。



### チェック2 ほかのガス機器は使えますか？

ほかのガス機器が使えるのに、使用したいガス機器だけが使えない場合は故障している可能性があります。機器の不具合時は、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までご連絡してください。

### チェック3 メーターガス栓が閉まっていませんか？

メーターガス栓が配管に対して横になっている場合は、ガス栓が閉まっています。栓を縦にして開けてご使用ください。(メーターガス栓はマイコンメーターの向かって左側のガス配管にあります)

※マイコンメーター(メーターガス栓の形状は図と異なる場合があります)



### チェック4 マイコンメーターは点滅していませんか？

マイコンメーターをご確認ください。ガスメーターのランプが点滅している場合は、復帰操作をお願いします。復帰操作は、次ページの「復帰の手順」をご参照ください。

※ガス漏れの疑いもありますので、ガス臭くないか、機器接続具(ゴム管など)が外れていないかを十分確認してください。ガス臭い場合は「ガス臭いとき・警報器が作動したとき」に従ってすぐに東邦ガスネットワークの緊急保安センター(P38)に連絡してください。



## マイコンメーターでガスが止まったとき

**警告** ガス漏れの疑いもありますので、ガス臭くないか十分確認してください。ガス臭いときは、復帰の操作をしないですぐに東邦ガスネットワークの緊急保安センター(P38)へご連絡ください。

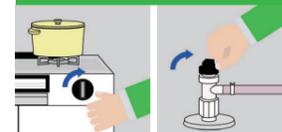
マイコンメーターは、次のような場合にガスを遮断します

- 多量のガス漏れ
- ガスの圧力低下
- 大きな地震(震度5相当)を感知\*
- 機器の長時間使用(お湯の沸かしすぎや鍋が焦げるのを防止するものではありません。)

\*地震によりマイコンメーターでガスが止まったときはP23をご確認ください。

### ●復帰の手順

#### ①ガス機器をストップ



器具栓・ガス栓を閉めるか、運転スイッチを切りすべてのガス機器を止めます。口火も止めてください。

#### 一般メーター

#### ②マイコンメーター操作1



復帰ボタンのキャップを手で左に回して、外します。

#### ③マイコンメーター操作2



復帰ボタンを1回ゆっくり押し込み、ゆっくり手を離します。

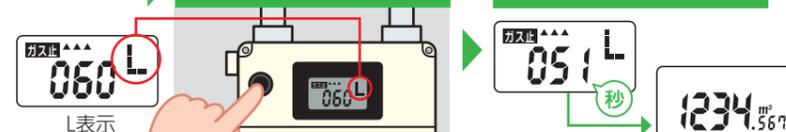
#### ④復帰完了



赤ランプが点滅したら、復帰ボタンのキャップを元どおりに取り付けて、約3分待ちます。赤ランプはゆっくりと点滅します。この間にマイコンメーターが安全を確認。赤ランプの点滅が消えるとガスが使えます。

#### 通信機能付メーター

#### ②マイコンメーター操作



復帰ボタンを押し、L表示が出たら手を放してください。  
※復帰ボタンは液晶の左または右にあります。

#### ③復帰完了



カウントダウンが終わり、ガス止または「L」表示が消えるとガスが使えます。



ふだんからガスメーターの位置を確認してください

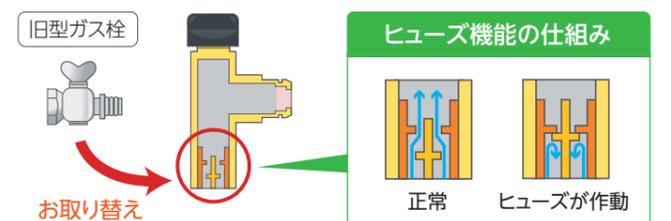
復帰しない場合、ガス栓の締め忘れや運転スイッチの切り忘れがないか再確認し、やり直してください。それでも復帰しない場合は東邦ガスネットワークの緊急保安センター(P38)へご連絡ください。

## もしものために、おすすめします

### ヒューズガス栓へのお取り替えをおすすめします

- 万が一ゴム管がはずれたり、途中で切れたりしたとき、自動的にガスを止めます。
- ヒューズが作動したときは、ガス栓を閉めることで、元の状態に戻ります。
- 旧型ガス栓をお使いのお客さまは、ヒューズガス栓へのお取り替えをおすすめします。

※新しく取り付けるガス栓はヒューズガス栓になっています。



### 古いタイプのゴム管(赤・青)・絹巻ラセン管のお取り替えをお勧めします

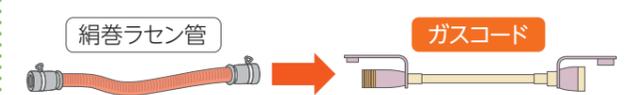
#### 赤・青ゴム管のお取り替えをお願いします

赤・青ゴム管にかわり、耐久性が向上したガスソフトコードが販売されています。現在ご使用の赤・青ゴム管は、早急にガスソフトコードにお取り替えください。



#### 絹巻ラセン管のお取り替えをお願いします

絹巻ラセン管にかわり、耐久性が向上したガスコードが販売されています。現在ご使用の絹巻ラセン管は、早急にガスコードにお取り替えください。



ガスソフトコード・ガスコードでも外観に傷や溶けなどの異常が見られるとき、ガス機器を買い替えるときにはお取り替えください。

## もしも大きな地震がおきたら

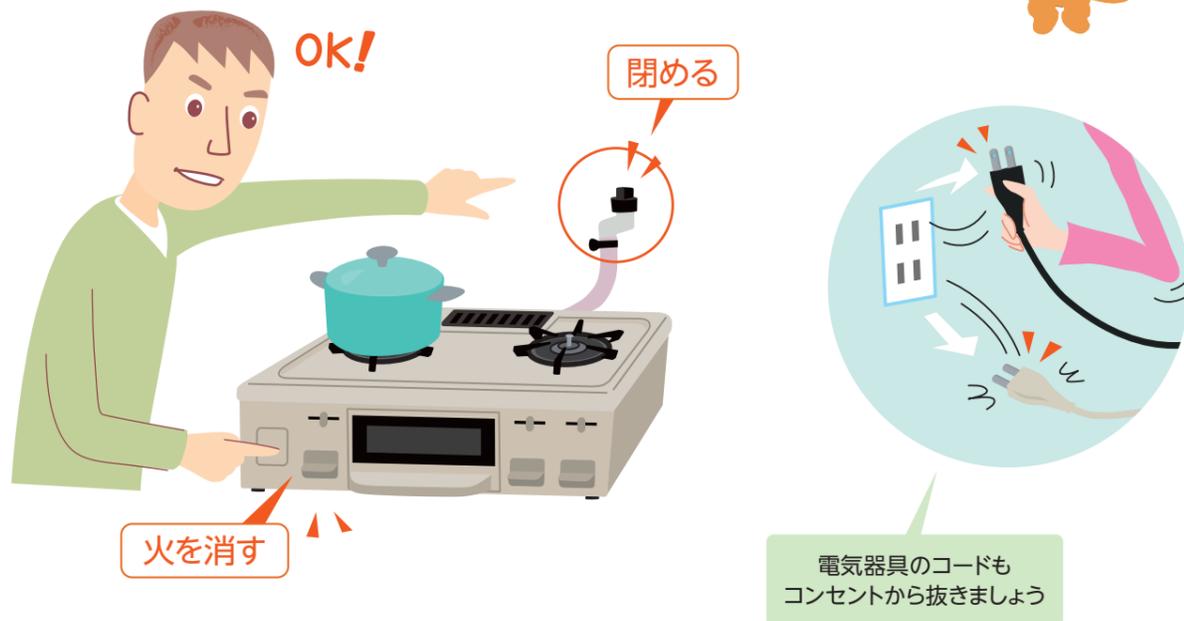
### ①まずは身の安全を確保しましょう

まずは机の下に身を隠すなどをしてください。  
震度5相当以上の地震の場合は、ガスメーター(マイコンメーター)が自動的にガスをしゃ断します。  
あわてず落ち着いて行動しましょう。



### ②揺れがおさまったらガスの火を消してください。

ガス機器の火を消し、ガス栓も閉めてください。  
電気器具のコードはコンセントから抜きます。  
地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかないようにしてください。



### ③地震のあと、ガスをふたたび使うとき

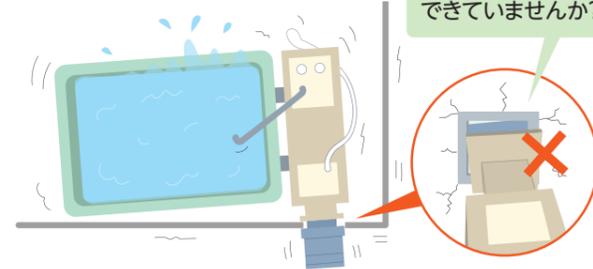
次のことを確認してください。

- 煙突式などの屋内外の給排気設備に異常がないか  
(はずれ・凹み・穴あきがないか目視で確認してください。)

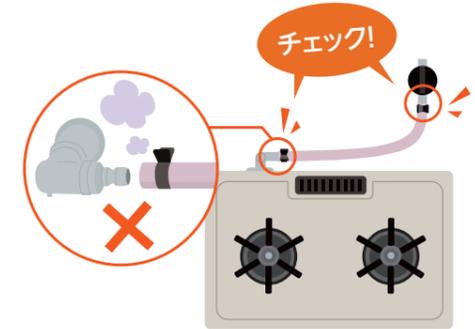


給気口がふさがっていませんか?

壁との間にすき間はできていませんか?



- ガス機器周囲でガスの臭いがしないか
- ガス機器本体に変形・破損など異常がないか
- ガス接続具が正しく接続されているか



- 異常を確認した場合は、火災や一酸化炭素(CO)中毒など、事故の恐れがありますので、メーカーや販売店などへ点検・修理を依頼するとともに、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までご連絡ください。
- ガス機器を使用していて目がチカチカしたり、気分が悪くなったり、不快な臭いがした場合は、ただちにガス機器の使用を中止し、修理の手配をしてください。
- 大きい地震(震度5相当以上)でマイコンメーターがしゃ断した(赤ランプが点滅します)場合、復帰の手順(P22)で正常に復帰しないときは、ガスのご契約に関するお問い合わせ先(P35)までご連絡ください。

### ④緊急ガスしゃ断装置(ESV)をお使いのお客さま

緊急ガスしゃ断装置(ESV)とは、ガスもれ等、緊急事態が起こったとき、防災センターや守衛室などに設置された集中監視盤からの遠隔操作で、建物全体のガスの供給をすぐにしゃ断できる装置です。

感震器と連動させている場合は、大きな地震のとき自動的にしゃ断します。  
緊急ガスしゃ断装置(ESV)がしゃ断した場合は、東邦ガスネットワーク緊急保安センター(P38)へご連絡ください。



しゃ断弁(炭酸ガス式)



しゃ断弁(ばね式)

## ガスコンロの注意事項



### 日常のチェックポイント

① 炎が赤やオレンジ色になっていませんか?



② 鍋底がススで黒くなっていませんか?



③ 目にしみたり変な臭いはしませんか?



### 天ぷら油火災に注意します

揚げものをしている時やグリルを使用している時は、その場から離れないことが大切です。来客や電話などでその場から離れるときには、必ず火を止めてください。センサー付ガスコンロの場合は、揚げものはセンサーのついているバーナーで行ってください。

※その場から離れると火災の原因になります。

### 壁面から離して設置します

ガスコンロは、取扱説明書などに記載されている適正な離隔を確保して設置してください。ガスコンロの炎が壁に近いと、表面がタイルなどの不燃材料であっても壁面の内部で炭化火災を起こす可能性があります。



### ⚠️ ご注意

### ガス機器排気口や周辺に可燃物を放置すると火災のおそれがあります

機器前方や上方にはタオル掛けなどは設置しないでください。



平成20年4月から製造されているガスコンロは、すべてのバーナーに、煮こぼれや点火ミスなどで火が消えたときにガスをストップする立消え安全装置、天ぷら油の温度が約250℃になると、自動的に弱火になり消火し、油の自然発火を防止する調理油過熱防止装置、消し忘れ消火機能など、安心&便利機能を搭載しています。

### 接続具が高温部に触れないようにします

ガスソフトコード(ゴム管)は、適切な長さでご使用ください。ソフトコードが長いと、意図せず機器の下部の高温部と接触し、接続具が損傷する可能性があります。



### メーカー純正の部品を使用します

メーカーの純正部品以外※は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となる場合があります。

※市販されているガスコンロ用省エネリングなど

## 小型給湯器の注意事項



### 日常のチェックポイント

① 機器が異常に過熱して変色はありませんか? 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になったり、あふれたりしていませんか?



② 給気口にホコリなどがつまっていませんか? 排気口に黒いススがついていませんか?



③ 目にしみたり変な臭いはしませんか?



### 繰り返し点火は危険です

小型湯沸器の安全装置が働いて火が消えた場合は、繰り返し点火しないで、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)に点検・修理(有償)をお申し込みください。

### 長時間連続してのご使用は危険です

小型湯沸器で浴槽、洗濯機への給湯、シャワー、洗髪などの長時間使用は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となり、大変危険です。絶対におやめください。

※現在製造中の小型湯沸器は、一定時間連続して使用すると燃焼を停止します。

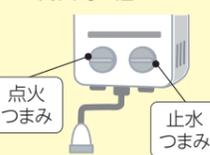


①から③のいずれかにあてはまる場合は、不完全燃焼のおそれがあります。ただちにご使用を中止して、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)に点検・修理(有償)をお申し込みください。

### おすすめ

- 右のイラストのようなタイプの小型湯沸器から不完全燃焼防止装置付小型湯沸器へのお取替え
- ガス・CO警報器の設置

不完全燃焼防止機能の付いていない代表的な旧タイプ



### ⚠️ ご注意

### ガス機器排気口や周辺に可燃物があると火災のおそれがあります

機器側方や上方にはタオル掛けなどは設置しないでください。

● 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪いなどの症状を感じたら、ただちにご使用をおやめください。

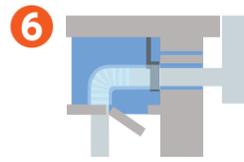
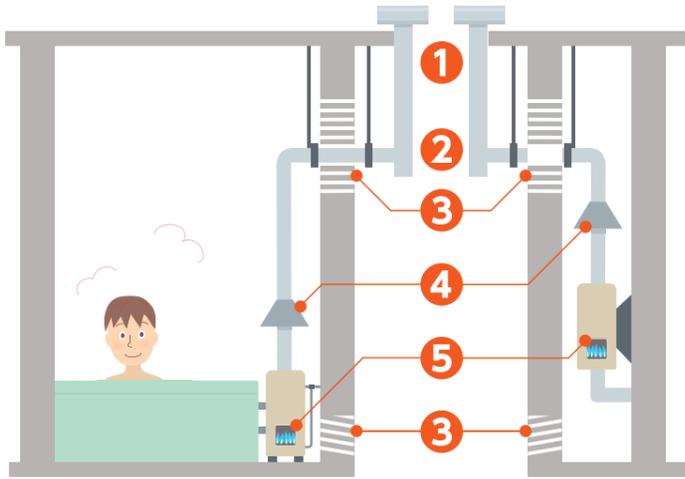
● お湯の温度が高いとやけどのおそれがあります。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

## 屋内式風呂がま・給湯器 (CF式) の注意事項

浴室設置の例

浴室外設置の例

天井裏に排気筒がある場合



### 給排気設備に関する基準

※屋内にある風呂がまや湯沸器などは、法令により有効な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあり、大変危険です。

※風呂がまや湯沸器などを屋内に設置するには、国で定められた資格(ガス消費機器設置工事監督者)が必要です。よく確認して工事を依頼してください。

### 日常のチェックポイント

1 排気筒(煙突)の先に鳥の巣などの異物はありませんか?



2 排気筒(煙突)に詰まり、さび、穴あき、はずれがありませんか?固定金具が無く、グラグラ動いていませんか?



3 換気口・給気口がふさがっていませんか?



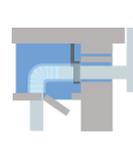
4 逆風止から排気ガスがあふれていませんか?



5 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になっていませんか?



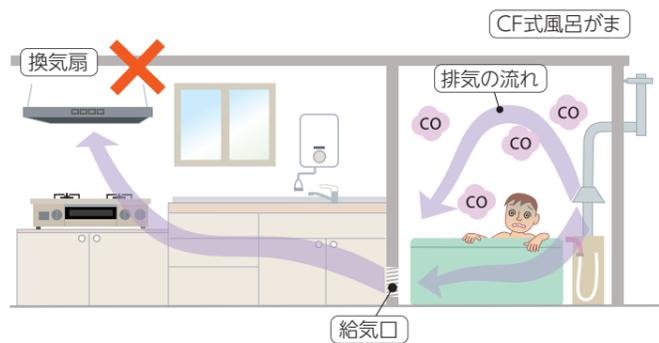
6 天井裏に設置されている場合は点検口が設けられていることをご確認ください。



7 強い風、大雪、地震の後は、排気筒(煙突)のはずれやこわれは、ありませんか?



◎ガス機器に異常があったり故障した際には、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)にご連絡ください。



### ⚠️ 浴室内のCF式風呂がまと換気扇の同時使用は危険です

入浴中に追焚きをしたり、シャワーをご使用の最中に隣室で換気扇を使用されると、換気扇に浴室内の空気が引かれ、CF式風呂がまの排気が排気筒(煙突)から外へ出ていかずに逆流し不完全燃焼します。その結果、一酸化炭素(CO)を含む排ガスが浴室内に充満し、一酸化炭素(CO)中毒事故の発生につながる場合がありますので、換気扇はご使用にならないでください。

### おすすめ

- 不完全燃焼防止装置付の機器や屋外設置式(RF式)、密閉式(BF式・FF式)の機器へのお取替え
- ガス・CO警報器の設置



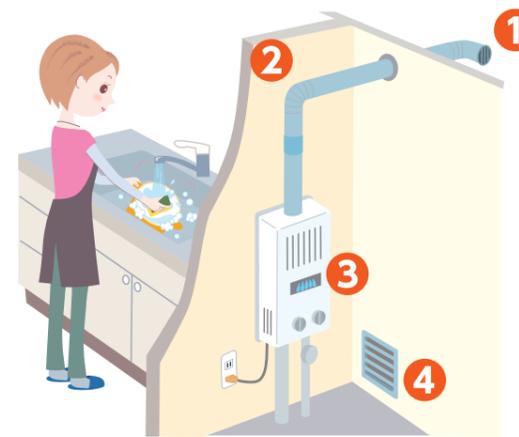
### ⚠️ ご注意

- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪いなどの症状を感じたら、ただちにご使用をおやめください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあります。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

## 屋内式風呂がま・給湯器 (FE式) の注意事項

確認1 お湯を出した時にファンは回っていますか

確認2 電源プラグはコンセントに差し込まれていますか



### 給排気設備に関する基準

※屋内にある風呂がまや湯沸器などは、法令により有効な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあり、大変危険です。

※風呂がまや湯沸器などを屋内に設置するには、国で定められた資格(ガス消費機器設置工事監督者)が必要です。よく確認して工事を依頼してください。

### 日常のチェックポイント

1 排気筒(煙突)の先が鳥の巣などの異物でふさがっていませんか?



2 排気筒(煙突)に詰まり、さび、穴あき、はずれがあり、排気ガスがあふれていませんか?



3 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になっていませんか?



4 湯沸器や建物の給気口がつまったりふさがったりしていませんか?



5 排気あふれ検知器は外れていませんか?



6 プッシュ式ガス電磁弁は紐などで固定しないでください。



7 コントロールボックスのコードは外れていませんか?



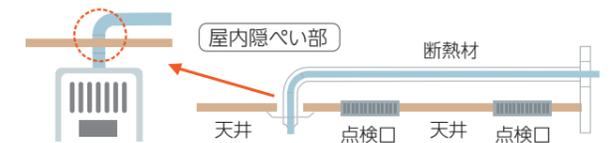
8 強い風、大雪、地震の後は、排気筒(煙突)のはずれやこわれは、ありませんか?



◎ガス機器に異常があったり故障した際には、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)にご連絡ください。

### ⚠️ 天井裏などの隠ぺい部にある排気筒(煙突)で事故が起こっています

排気筒(煙突)に巻いている断熱材に穴があいていないか、シミがないかを点検してください。異常を見つけた場合は、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)にご連絡ください。点検口がない場合は、排気筒(煙突)すべてが点検できる点検口の設置をお願いします。



### おすすめ

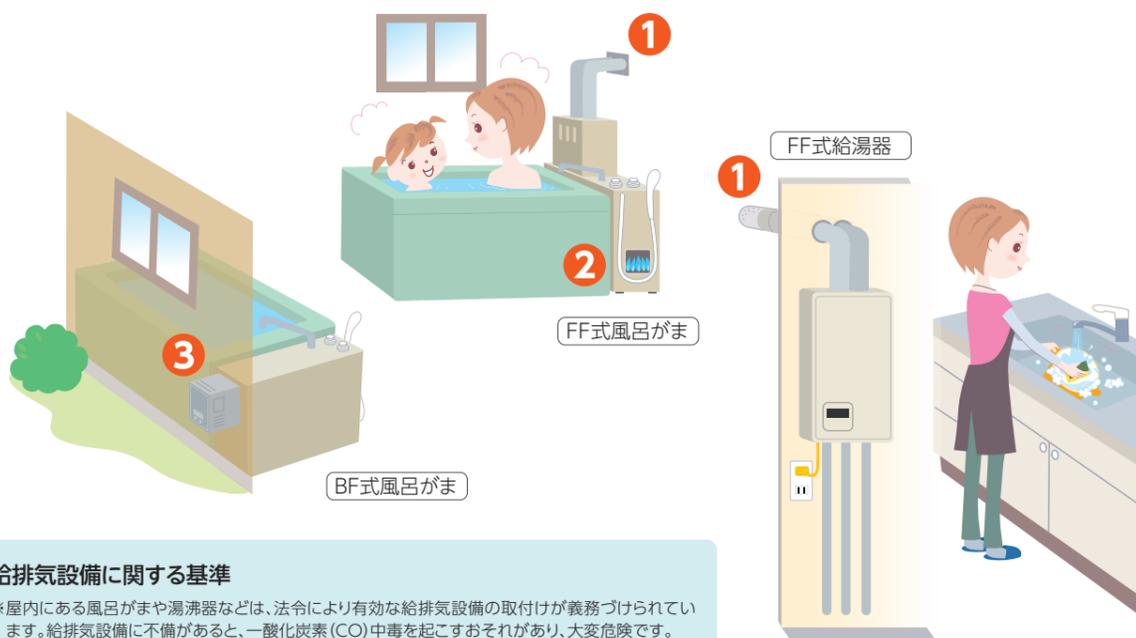
- 不完全燃焼防止装置付の機器や屋外設置式(RF式)、密閉式(BF式・FF式)の機器へのお取替え
- ガス・CO警報器の設置



### ⚠️ ご注意

- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪いなどの症状を感じたら、ただちにご使用をおやめください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあります。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

## 屋内式風呂がま・給湯器 (BF式・FF式) の注意事項



### 給排気設備に関する基準

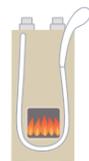
※屋内にある風呂がまや湯沸器などは、法令により有効な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあり、大変危険です。  
 ※風呂がまや湯沸器などを屋内に設置するには、国で定められた資格(ガス消費機器設置工事監督者)が必要です。よく確認して工事を依頼してください。

### 日常のチェックポイント

①排気筒(煙突)に詰まり、さび、穴あき、はずれにより、排気ガスがあふれていませんか?



②点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になっていませんか?



③排気筒トップがふさがっていませんか? また可燃物を近くに置いていませんか?



◎ガス機器に異常があったり故障した際には、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)にご連絡ください。

### ⚠ 機器の上方に窓がある場合、使用中は閉めてください

屋外で給気と排気を行うタイプのガス機器でも、窓や換気口などの建物開口部から排気が室内に流入し、不快な臭いがしたり気分が悪くなるおそれがありますので、ガス機器使用中は、付近の窓を必ず閉めてください。



### ⚠ 繰り返し点火操作はしないでください

風呂がまの種火(口火)の点きが悪かったり、シャワーや追いだきの操作をしても、すぐに点火しないときは、繰り返し点火操作を行わないでください。繰り返し点火操作を行うと、風呂がまの内部に滞留した未燃ガスに異常着火し、本体のカバーが変形したり大きな爆発音が発生することがあります。点火しない場合はつまみを消火(止)の位置に戻し、未燃ガスが排出されるまで、約5分待ってから再度点火操作をしてください。



### ⚠ ご注意

- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪いなどの症状を感じたら、ただちにご使用をおやめください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあります。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

## 屋外式風呂がま・給湯器 (RF式) の注意事項



### 日常のチェックポイント

①排気口がふさがっていませんか?



②窓から排気が室内に入っていないですか?



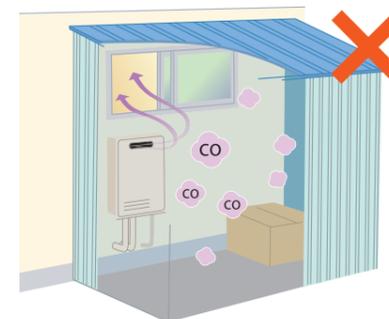
### 給湯器の水抜きについて

厳冬期には給湯器内の水が凍結し、給湯器が破損することがありますので、お引越しいや長期間留守にするときは、給湯器の取扱説明書を参照して水抜きを行うことをおすすめします。

※給湯暖房用熱源機は凍結の危険のある気温近くになると、自動的に暖房運転(ガスを消費)する場合があります。凍結予防の方法は機種によって異なりますので、詳しくは、取扱説明書をご確認ください。

### ⚠ 屋外設置用のガス機器を屋内に設置したり、小屋囲いをするのは危険です

新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による事故やガス機器の故障の原因となります。万一、増改築による屋内化や波板などで囲む場合には、給排気設備の変更が必要となります。

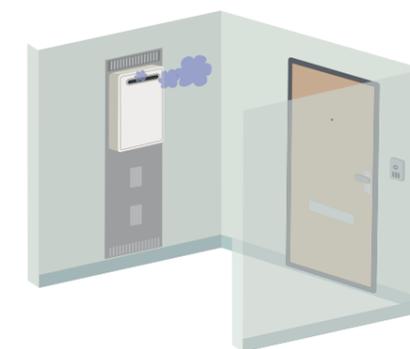


### ⚠ ご注意

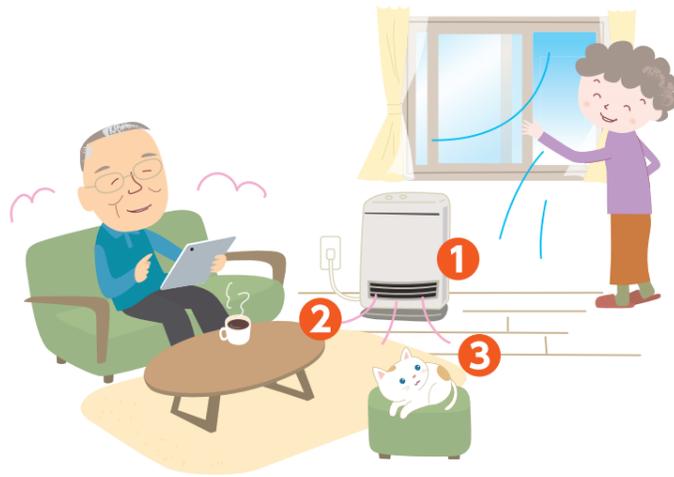
- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪いなどの症状を感じたら、ただちにご使用をおやめください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあります。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

### ⚠ 設置状況によっては危険です

ガス給湯器の設置状況によっては、ガス給湯器の排気が室内に流入することがあり、ガス給湯器の設置状況の改善が必要となる場合があります。



## ファンヒーター・ストーブ・衣類乾燥機の注意事項



### 日常のチェックポイント

① フィルターや温風吹き出し口にほこりなどがつまっていますか？



② コンセント接続口にガスソフトコード(ゴム管)が誤って接続されていませんか？



③ 洗濯物を乾かしていませんか？



### ⚠️ 1時間に1~2回(1~2分)程度、換気してください

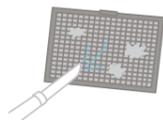
開放型の暖房機(ファンヒーター・ストーブ)は、熱とともに燃焼時の排気ガスも室内に排出しています。このため、部屋を閉めきったまま長時間使用すると、徐々に室内の酸素濃度が低下していき、ガス機器が不完全燃焼する可能性があります。

開放型の暖房機を使用する際は、1時間に1~2回(1~2分)程度、新鮮な空気に入れ替えてください。開放できない窓の部屋には、給排気口を設けるか、換気扇があれば回してください。



### ⚠️ こまめに清掃してください

FF暖房機、ファンヒーターは裏側のエアフィルターのお掃除をしてください。



### ⚠️ 高温になるので火災ややけどにご注意ください

ガスストーブやガスファンヒーターの付近には、スプレー缶や衣類など燃えやすい物は置かないでください。小さなお子さまがいるご家庭ではやけどなどに注意してください。また、人が長時間温風に触れていると低温やけどをする可能性があります。ファンヒーターの前で長時間温風に当たらないよう気をつけてください。



低温やけどになるおそれがあります。



火災の原因になります。



### ⚠️ 衣類乾燥機をご使用になる前に衣類をお確かめください

油分の付着した衣類は、洗濯後でも油が完全に落ちていない場合があります。油の酸化発熱により自然発火するおそれがありますので、ポリプロピレン繊維製の衣類や下記の油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に衣類乾燥機では、乾燥させないでください。

#### 油分が付着した衣類は乾燥させない

- 美容オイル(ボディオイル、エステ系のオイルなど)
- 食用油、機械油、動物系油
- ドライクリーニング油、ベンジン、シンナー
- ガソリン、樹脂(セルロース系)

### ⚠️ ご注意 金網ストーブをお持ちのお客さまへ

- 金網ストーブは、30年以上前に製造された商品です。これまでに、経年劣化などが原因で死亡事故が発生しています。
- 金網部分(赤熱面)に変形ややぶれ、炎のあふれ、ススの付着、いやな臭いなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒になるおそれがあります。
- 不完全燃焼防止装置付のガスファンヒーターなどへのお取替えをおすすめします。



## 業務用にガス機器をご使用のお客さまへ



### ⚠️ ガスをご使用の際は、必ず換気の習慣を

ガス機器をご使用の際は、必ず換気扇などで換気を行ってください。冷暖房中の部屋でのご使用は、特に換気にご注意ください。また排気ダクトなどにより共同換気を行っているテナントビルや地下街の建物は、換気装置が作動している時間内で、ガスをご使用ください。



### ⚠️ ガス器具と壁の離隔は十分に

壁の表面がステンレスやタイル張りでも、下地が可燃性材料の場合、伝熱火災のおそれがあります。十分な離隔距離をとってください。

### ⚠️ 閉店・退社時にはガス機器を止めて

閉店または退社されるときは、ガス機器が完全に止まっていることを確認してください。



### ⚠️ ダクト内のホコリや油滴は、火災のもと

ダクト火災を避けるため、日頃からダクト内や換気扇の油やホコリのお掃除をしてください。



### ⚠️ 安全設備は定期的に点検を

ガス漏れ警報設備や業務用ガス遮断装置などの安全設備は定期的に点検してください。



### もしものための、おすすめ 安心設備

#### 簡易自動消火装置

フード内の火災を感知し、自動的に消火します。

#### 業務用ガス遮断装置

警報器や簡易自動消火装置、感震器などの危険信号をキャッチしてガスを自動的にストップします。

#### 業務用換気警報器

厨房内の空気の流れ(一酸化炭素)を感知して、警報ランプと音声で換気を促します。

### ⚠️ ご注意

緊急の時は、ただちに東邦ガスネットワーク緊急保安センター(P38)にご連絡ください。ガス漏れなどの緊急の時にはただちに東邦ガスネットワーク緊急保安センター(P38)にご連絡ください。また、地震やガス臭いとき、火災など危険を感じたときは、お客さまをすぐ安全な場所へ誘導してください。

### 特殊な器具を設置する時は、ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)までご連絡してください

ガスと酸素や圧縮空気を併用するときは、安全装置が必要です。ご使用前には、必ずガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先(P37)にご連絡ください。

### 特殊な薬品を使用する場所では、定期的な排気筒およびガス給湯器の点検をおすすめします

室内の空気を直接燃焼に使う方式のガス機器では、ヘアスプレー・パーマ液・クリーニング溶剤などの薬品から発生した腐食性ガスがガス機器内に取り込まれ、ガス機器の本体や排気筒の腐食(サビ・穴あき)が起こりやすくなります。密閉式または屋外設置式のガス機器の設置をおすすめします。



# 家庭向けWEBサービス カテエネ

登録  
無料



家庭向けWEBサービス「カテエネ」とは、  
電気やガスの料金・使用量が簡単に  
チェックできるほかご自宅の  
省エネポイントや地域のおトク情報、  
暮らしに役立つ情報を  
ご紹介する会員制のWEBサービスです！

カテエネをご利用いただくと…



電気やガスの  
上手な使い方がわかる



カテエネポイントが  
たまる・使える



電気やガスの  
各種手続きができる



暮らしに役立つ情報が  
わかる

オススメ!

電気やガスの  
上手な使い方がわかる

料金やご使用量を簡単にチェック!



過去2年分の電気・ガスのご  
使用実績が確認できるほか、  
電気は日別・時間別\*のご  
使用量も確認いただけ、  
さらにご使用状況に合わせ  
た省エネアドバイスも見ら  
れます。

電気の使い過ぎをメールでお知らせ!\*

毎月の電気料金を抑えたいと  
いう方向けのサービスです。  
ひと月のご使用量が設定値を  
超えた場合にメールでお知ら  
せします。



\*スマートメーターへの取替が完了し、通信環境が整い、電気ご使用量等のデータ伝送が  
可能となったお客さまから、順次ご利用いただけます。

オススメ!

カテエネポイントがたまる・使える

カテエネの新規登録で**100P**プレゼント!

さらに 通常時にも**ポイントプレゼント!**

●電気料金に応じて毎月ポイントがたまる  
毎月の電気のお支払額\*1に応じて、**200円(税込)につき1P**

●家族ポイント割  
ご実家や一人暮らしのお子さま、単身赴任のご家族など2親等以内の  
ご家族とつながると、それぞれのご家族に毎年**1,200P**\*2

●その他省エネレポートやコラムのチェック、アンケートへ  
のご回答でも、ポイント進呈!

\*1 再生可能エネルギー発電促進賦課金は対象外となります。また、お支払期限内にお支  
払いいただいた料金が対象です。  
\*2 カテエネにログイン後、メールまたはLINEにてお申込みが必要です。  
注) ポイント会員は電気のご契約ごとに1会員までとさせていただきます。また、ポイント  
をためる・使うには、対象の料金メニューへご加入いただく必要があります。

提携先ポイント



\* マナカチャージ券は、名古屋市の交通局のICカード「マナカ」にチャージできるギフト券です。

ためたポイントを電気料金のお支払いに!

ためたカテエネポイントを「1P=1円」として、100P(100円)単位で  
翌月の電気料金のお支払いにご利用いただけます。

例) カテエネポイント **500P** = 電気料金 **500円**

カテエネのご登録はこちらから

登録 簡単 カテエネ  
無料 登録  
https://katene.chuden.jp/



ご登録に必要なもの

ガスご契約開始のご案内と契約内容確認のお願い

お支払い方法が  
□口座振替の方……………□口座番号下4桁  
□クレジットカードの方……………□カード番号下4桁  
□振込用紙の方……………□ご用意いただくものはございません。  
□電子決済

カテエネに関する  
お問い合わせ先

カテエネ受付センター TEL 0120-933-348

受付時間 月曜日～金曜日/9:00～20:00 土曜日/9:00～17:00 ※日曜日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

ビジネス向けWEBサービス

# ビジエネ

登録  
無料



毎月の電気やガスの料金・使用量を  
簡単にチェックできるほか、  
業種ごとの省エネポイントや改善事例など、  
エネルギーに関するお役立ち情報をお届け!  
ビジネス向けWEBサービス、  
それが「ビジエネ」です!

ビジエネでできることは?

ポイント1 料金・使用量照会サービス



当月および、過去の電気やガスの  
料金・使用量が確認でき、  
コスト削減・省エネを考える  
きっかけにご利用いただけます。

ポイント2 省エネガイド



業種ごとのかかれた  
節電ポイントをチェックして発見。  
わかりやすい解説で  
ご紹介いたします。

ポイント3 業種別改善事例



省エネやコスト削減、  
業務効率アップを実現された  
お客さまの改善事例について  
ご紹介いたします。

ポイント4 エネルギー情報ライブラリ



経営改善のヒントや  
災害時の備えに  
役立つエネルギー情報を  
ご紹介いたします。



ポイント5 各種通知サービス



お客さまが設定された地域の  
雷・停電・地震情報を  
メールでお知らせいたします。

さまざまなお悩みに役立つ情報満載!

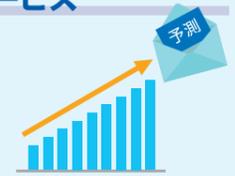
電気やガスの料金・使用量が見える化

当月および、過去の電気やガスの  
料金・使用量が確認でき、コスト削  
減や省エネを考えるきっかけに。  
さらにスマートメーターで取得し  
たデータを利用して、1時間ごと  
の電気のご使用状況を確認する  
こともできます。



当月使用量予測メール\*サービス

スマートメーターで取得した前日までの  
電気使用実績をもとに、当月の電気  
使用量を予測し、メール配信します。  
また、前日の最大需要電力をメールで  
お知らせするサービスもあります。



\*スマートメーターへの取替が完了し、通信環境が整い、電気ご使用量等のデータ伝送が  
可能となったお客さまから、順次ご利用いただけます。

チラシ・POP工房

集客や商品説明などの販売促進や  
様々な情報のお知らせに使えるチラシ  
やイラストを自由にダウンロードして  
いただけるサービスです!  
オリジナルのPOPやチラシが無料で、  
カンタンに作れます。



ビジネスに役立つサービスいろいろ

料金プラン試算サービス

お客さまの最適な料金プランをWEBで簡単試算

ビジネス相談ダイヤル

法務・税務に関するお悩みをお気軽に電話相談

ビジエネ連絡網サービス

安否確認 災害時の従業員の安否確認メールを無料で送付  
メール販促 リピーター顧客へ効果的な販促メールを無料で送付

ビジエネのお申込みはこちらから

登録 簡単 ビジエネ  
無料 登録  
https://bizene.chuden.jp/



\*フィーチャーフォンは、ご利用いただけません。  
\*インターネット接続料、通信料等はお客さまにてご負担いただけます。

ビジエネに関する  
お問い合わせ先

法人カスタマーセンター TEL 0120-210-035

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

## ガスのご契約に関するお問い合わせ先

ガスのご契約に関するお問い合わせやガスの開栓・閉栓のお申込みについて承ります。

### ガス専用ダイヤル

TEL 0120-907-667

受付時間 9:00～19:00(月曜日～金曜日)  
9:00～17:00(土曜日)

※日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとさせていただきます。



### ～よくあるご質問～

#### Q ガス機器などの保安点検はおこなわれますか?

A 中部電力ミライズと経験豊富なパートナー企業により、ガス事業法に基づいたガス機器などの定期点検や危険周知をおこないます。定期的にお客さま宅を訪問し、ガス機器の点検をおこないます。なお、ガス設備(ガス導管)については、引き続き東邦ガスネットワークがおこないます。(P13「保安の範囲」)

#### Q ガスメーターの検針は誰がおこないますか?

A ガスメーターの検針は、東邦ガスネットワークが従来どおりおこないます。(P12「ご使用量の確認方法」)

#### Q ガス漏れなどの緊急時の対応はどのようになりますか?

A ガス漏れなどの緊急時には、東邦ガスネットワークが従来どおり対応します。中部電力ミライズも連携・協力して復旧の対応いたします。(P38「緊急時のお問い合わせ先」)

#### Q ガス機器が故障した場合も対応してもらえますか?

A 対応いたします。(P37「ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先」)故障中のガス機器の種類・型式・状況などおながいささせていただきますので、事前にご確認をお願いいたします。

#### Q ガス臭いとき・警報器が作動したときはどうすればよいですか?

A ガス臭いとき・警報器が作動したときは、窓や戸を開けて換気する等、P21「ガス臭いとき・警報器が作動したとき」に記載の手順に従ってください。

#### Q ガスが出ないときはどうすればよいですか?

A ガスが出ないときは、ガス栓が閉まっているか等、P21「ガスが出ないとき」に記載の手順でご確認をお願いいたします。

## 電気のご契約等に関する各種お問い合わせ先

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

### ご使用開始・廃止(解約)の申し込みはWEBからが便利です!

お引越しなどに伴う電気のご使用開始またはご使用廃止(解約)は、当社ホームページからお申し込みいただけます。

#### ●詳しくは、WEBから

中部電力ミライズホームページ <https://miraiiz.chuden.co.jp/>

中部電力ミライズ お引越し



### スマホで簡単・便利!

ご用件別のWEB申込窓口やお問い合わせ先、よくあるご質問などがまとめられているお問い合わせ先案内サイトです。

<https://miraiiz-ivr.chuden.co.jp/>



### ■お引越し等に伴う電気・ガスのご使用開始・廃止、他社から中部電力ミライズへの切替のお申込みについて

電話番号 0120-921-691  
(契約受付センター)

受付時間 月曜日～金曜日/9:00～19:00  
土曜日・日曜日・祝日/9:00～17:00

### ■お支払い方法の変更、振込用紙の紛失、電気料金の照会、お支払い期限について

電話番号 0570-048-155  
(料金お問い合わせセンター)

受付時間 月曜日～金曜日/9:00～17:00

(注)コンビニでの電気料金お支払い方法のご案内、お支払いに伴い電気をお点検するご用件については、24時間承っております。

### ■上記以外のお問い合わせ

電話番号 0120-921-697

受付時間 月曜日～金曜日/9:00～17:00  
(注)緊急のご用件については、24時間承っております。

※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとさせていただきます。(ネットワークコールセンターを除く)

### ■ご契約プラン・容量・名義等の変更、ご契約プランのご相談について

電話番号 0120-921-693  
(契約変更センター)

受付時間 月曜日～金曜日/9:00～17:00

### ■停電、電柱・電線・メーターなどの電気設備について

電話番号 0120-985-232  
(ネットワークコールセンター)

※中部電力パワーグリッド株式会社の連絡先となります。

受付時間 月曜日～金曜日/9:00～17:00

(注)緊急時のご用件については、24時間承っております。



## 定期保安の日程に関するお問い合わせ先

4年に1回、お客さまのご使用されているガス機器の点検にお伺いいたします。(定期保安)

定期保安の日程については、1ヶ月前にハガキでお知らせいたしますが、日程の変更希望がございましたら下記までご連絡ください。

受付時間 9:00～17:00(月曜日～金曜日)

※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとさせていただきます。



### 愛知県

サービスエリア	定期保安の窓口	TEL
名古屋市(東区)	中電エナジーサービス(株)保安部	050-3623-4870
名古屋市(熱田区、昭和区、中区、瑞穂区)	中部精機(株) 総合工事センター	080-3496-5596
名古屋市(中村区、西区)		080-6232-7227
名古屋市(中川区、港区、南区)		080-6232-1660
名古屋市(千種区、天白区、緑区、名東区)、長久手市、日進市、東郷町、大府市、東海市、豊明市、みよし市	イワタニ東海(株)天白店	0570-07-1451
名古屋市(北区)、愛西市、あま市、稲沢市、岩倉市、一宮市、北名古屋市、清須市、江南市、津島市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村	イワタニ東海(株)名古屋支店	0570-05-2181
名古屋市守山区、尾張旭市、春日井市、小牧市、瀬戸市、豊山町、犬山市、大口町、扶桑町	イワタニ東海(株)春日井店	0570-00-5166
岡崎市、幸田町、豊田市	イワタニ東海(株)三河支店	0570-06-5401
安城市	サーエ&L名古屋(株)安城営業所	0566-74-1376
蒲郡市	サーエ&L東三河(株)サーラプラザ蒲郡	0533-69-1356
刈谷市、知立市	サーエ&L名古屋(株)知立営業所	0566-82-0155
常滑市、半田市、武豊町、東浦町、知多市、阿久比町、美浜町	サーエ&L名古屋(株)半田営業所	0569-27-8781
豊川市	サーエ&L東三河(株)サーラプラザ豊川	0533-86-4151
高浜市、碧南市、西尾市	サーエ&L名古屋(株)西尾営業所	0563-56-8282

### 岐阜県

サービスエリア	定期保安の窓口	TEL
可児市、多治見市、土岐市、美濃加茂市、御嵩町	イワタニ東海(株)春日井店	0570-00-5166
岐阜市、各務原市、羽島市、笠松町、岐南町、本巣市、山県市、大野町、関市	イワタニ東海(株)名古屋支店	0570-05-2181
大垣市、瑞穂市、北方町、安八町	大垣ガス(株)コールセンター	0120-18-9131

### 三重県

サービスエリア	定期保安の窓口	TEL
津市、亀山市、鈴鹿市	イワタニ三重(株)本社営業部	0570-080-167
伊勢市	イワタニ三重(株)伊勢営業所	
松阪市	イワタニ三重(株)松阪営業所	
いなべ市、桑名市、四日市市、朝日町、川越町、木曾岬町、東員町、菰野町	イワタニ三重(株)四日市営業所	

## ガス機器の故障・不具合時のお問い合わせ先

お問い合わせに際して以下の情報をおうかがいします。事前にご確認をお願いします。

- お申込者のお名前、連絡先
- 機器をご使用いただいているご住所・電話番号、ご契約者のお名前(ガスのお客さま番号)連絡のとれる電話番号
- 故障中のガス機器の種類・型式・状況 ※リモコンにエラーが出ている場合は、エラーコードをお知らせください。
- 訪問希望日と時間帯、お立ち会いたいだけの方のお名前など

### 中部電力ガス機器サポートセンター

お問い合わせは24時間365日承っております。

# TEL 0120-210-112

当日修理対応 9:00～21:00※1～6

※1 下表のサービスエリア別に修理対応日時が異なります。

- ◎:9:00～21:00(当日19時までにご連絡いただければ21時まで対応)
- :9:00～17:00(日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除く)

※2 上記時間外は受付のみとなります。

※3 上記時間のうち、17時以降はご家庭用のお客さま(業務用用途のガス機器を除く)の修理対応に限らせていただきます。

※4 一部の機器または不具合症状、設置場所によっては当日の対応が出来ない場合があります。お客さまからのお申し込みが同時時間帯に多数ある場合、当日のご訪問が出来ない場合があります。

※5 点検は有償(出張費、作業費、部品費など)となります。詳細はお伺いする点検員にお尋ねください。

※6 2025年6月時点の対応エリアは下記のとおりとなります。

愛知県	
サービスエリア	機器不具合・修理窓口
◎ 名古屋市(中区、東区、中村区、中川区、熱田区、港区、南区)	(株)エヌ・エス・シー
◎ 名古屋市(昭和区、瑞穂区、千種区、天白区、緑区、名東区)、長久手市、日進市、東郷町、大府市、東海市、豊明市、みよし市	イワタニ東海(株)天白店
◎ 名古屋市(北区、西区)、愛西市、あま市、稲沢市、岩倉市、一宮市、北名古屋市、清須市、江南市、津島市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村	イワタニ東海(株)名古屋支店
◎ 名古屋市守山区、尾張旭市、春日井市、小牧市、瀬戸市、豊山町	イワタニ東海(株)春日井店
◎ 岡崎市、幸田町、豊田市	イワタニ東海(株)三河支店
○ 犬山市、大口町、扶桑町	イワタニ東海(株)春日井店
◎ 安城市	サーラE&L名古屋(株)安城営業所
◎ 蒲郡市	サーラE&L東三河(株)サーラプラザ蒲郡
◎ 刈谷市、知立市	サーラE&L名古屋(株)知立営業所
◎ 常滑市、半田市、武豊町、東浦町、知多市、阿久比町、美浜町	サーラE&L名古屋(株)半田営業所
◎ 豊川市	サーラE&L東三河(株)サーラプラザ豊川
◎ 高浜市、碧南市、西尾市	サーラE&L名古屋(株)西尾営業所

岐阜県	
サービスエリア	機器不具合・修理窓口
○ 可児市、多治見市、土岐市、美濃加茂市、御嵩町	イワタニ東海(株)春日井店
○ 岐阜市、各務原市、羽島市、笠松町、岐南町、本巣市、山県市、大野町、関市	イワタニ東海(株)名古屋支店
○ 大垣市、瑞穂市、北方町、安八町	大垣ガス(株)コールセンター

三重県	
サービスエリア	機器不具合・修理窓口
○ 津市、亀山市、鈴鹿市	イワタニ三重(株)本社営業部
○ 伊勢市	イワタニ三重(株)伊勢営業所
○ 松阪市	イワタニ三重(株)松阪営業所
○ いなべ市、桑名市、四日市市、朝日町、川越町、木曾岬町、東員町、菟野町	イワタニ三重(株)四日市営業所

## 緊急時のお問い合わせ先

ガス臭いとき、ガス警報器が作動したときは以下の手順に従ってください。

### ① 窓や戸を大きく開けて換気してください



火気厳禁

ガスの臭いがしたら、火をつけたり換気扇や電気のスイッチには絶対に触らないでください。



### ② ガス栓やメーターガス栓を閉めてください



閉める

いざという時のために、下のシールを目につく場所へ貼ってニャ。



### ③ 東邦ガスネットワークの緊急保安センターへ連絡してください

法令に基づき、ガス臭いとき、ガス警報器が作動したときには、一般ガス導管事業者の東邦ガスネットワークが緊急対応します(休日・深夜を問わず、24時間受付)

●ご連絡の際は、お名前、ご住所、ご近所の目標、その場の状況をお知らせください

※東邦ガスネットワークと連携して対応させていただくため、中部電力ミライズへの連絡は必要ございません。

※上記以外のお問い合わせは、中部電力ミライズにご連絡ください。(P35～37)

### 東邦ガスネットワーク 緊急保安センター

365日、24時間受け付けています

お住まいの地域	連絡先(TEL)
愛知県	052-872-9238
岐阜県	058-272-0088
三重県	059-224-0225

### 耳や言葉の不自由なお客さまへ

●ガス臭いときのご連絡はFAXをご利用ください。

FAX 052-872-8297



## 中部電力ミライズ株式会社

本店所在地:愛知県名古屋市東区東新町1番地

登録番号:A0003

お問い合わせ電話番号:

**0120-907-667**

受付時間 平日:9時~19時 土曜日:9時~17時  
日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)除く

カスタマーサービス本部 2025年6月発行【GAS-003】